

災害時看護師派遣要請マニュアル

健康福祉部

目 次

第1章 総則	2
1. 本マニュアルの趣旨	2
2. 看護師派遣の種類	2
1) 災害支援ナースの派遣要請	2
2) 県看護協会への看護師派遣要請	3
3) 厚生労働省関連医療機関への看護師派遣要請	3
4) 全国自治体病院協議会への看護師派遣要請	3
第2章 災害支援ナースの派遣要請について	4
1. 派遣要請の必要性の検討	4
1) 人員体制	4
2) 情報の収集	5
2. 活動地域・活動御場所・派遣期間・必要人数等の決定	6
1) 活動地域・活動場所の選定	6
2) 必要人数・派遣期間等	7
3) 要請先等	8
4) 市町との調整	9
5) 評価・調整	10
6) その他の事務	10
7) 派遣縮小のタイミング	12
3. 派遣調整について	12
1) 看護協会への調整依頼	12
2) 看護協会の調整業務概要	13
第3章 災害支援ナース以外の派遣要請について	15
1. 県看護協会の看護師派遣	15
1) 派遣要請	15
2. 厚労省の看護師派遣	15
1) 派遣要請	15
2) 派遣調整等	16
3. 全国自治体病院協議会の看護師派遣	18
1) 派遣要請等	18

<資料編>

青文字は厚労省が 2026 年に運用開始を予定しているもの。(災害支援ナースの派遣における EMIS の活用)
運用の詳細が示され次第、記載内容を確認する。

第1章 総則

1. 本マニュアルの趣旨

県は、県内に予測される自然災害に備え、県民及び地域住民の安全確保と生命を守るための、災害時の看護支援活動に関し必要な事項を定め、自然災害時の看護提供体制の確保を期するため、本マニュアルを策定する。

なお、本マニュアルは令和6年能登半島地震での対応経験をまとめたものであり、平常時からの訓練等を通じ、常に見直しを行うべきものである。従って、完成することのないマニュアルである。

※災害支援ナースの派遣については、医療法に基づき、県と医療機関との間で締結及び県と施設等との間で締結した災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、派遣される。（担当課：地域医療政策課）

※新興感染症の発生・まん延時は、感染症法に基づく医療機関等との医療措置協定締結により、医療提供体制を確保する。

（担当課：健康推進課）

2. 看護師派遣の種類

1) 災害支援ナースの派遣要請

- ①災害支援ナースとは、被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えることを行う看護職員のことであり、厚労省が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、厚労省に登録された者の総称である。

（資料1 厚生労働省「災害支援ナース活動要領」）

災害支援ナースは、都道府県と災害支援ナースが所属する施設（病院、診療所、訪問看護事業所、助産所や都道府県看護協会等）との間で締結した災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、派遣される。

※令和4年の改正医療法により、令和6年度から医療法に基づく「災害・感染症医療業務従事者」に位置づけられた。（医療法第30条の12の2、医療法施行規則第30条の33の2第1項関係）

- ②災害支援ナースの被災地での活動時期は、原則として、被災者の救助・救出に係る時期を脱した後、被災地の復旧・復興が始まる前までの看護のニーズが特に高まる急性期から亜急性期（発災後3日以

降から 1 か月間程度)を目安とし、個々の災害支援ナースの派遣期間は、原則として、移動時間を含めた 3 泊 4 日とする。

- ③災害支援ナースが活動する場所は、原則として、被災した医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む）を優先する。

※災害救助法に基づく費用支弁について

災害支援ナースの活動が、災害救助法による救助であると認められた場合、災害支援ナースの活動に要した費用は、同法の規定に基づき、国に支弁を要請することができる

- ④災害支援ナースは、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）を遵守し、看護支援活動を行う。

2) 県看護協会への看護師派遣要請

(以下、「県看護協会の看護師派遣」と記載。)

平成 29 年 6 月 30 日に締結した、「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、県看護協会所属の看護師に看護支援を要請するもの。

令和 6 年能登半島地震の際には、1.5 次避難所を所管する部署からの依頼を受け、県看護協会へ看護師派遣を要請した。

3) 厚生労働省関連医療機関への看護師派遣要請

(以下、「厚労省の看護師派遣」と記載。)

災害支援ナースや県看護協会の看護師派遣を行ってもなお、看護師が不足する状況にある場合に、県が厚労省と調整し、派遣を要請するものであるが、仕組みが確立されているものではない。

なお、令和 6 年能登半島地震では、病院支援に限定した活動と整理されており、奥能登公立 4 病院への看護師派遣を要請した。

4) 全国自治体病院協議会への看護師派遣要請

(以下、「全国自治体病院協議会の看護師派遣」と記載。)

災害支援ナースや県看護協会の看護師派遣を行ってもなお、看護師が不足する状況にある場合に、県は派遣の検討、要請を行うものであり、災害支援ナースのように派遣要請を行う仕組みが確立されているものではない。

なお、令和 6 年能登半島地震では、能登からの入院患者の受入れを行う金沢以南の医療機関のマンパワー不足に対応するため、看護師派遣を要請した。

第2章 災害支援ナースの派遣要請について

1. 派遣要請の必要性の検討

1) 人員体制

- ・ 自然災害発生時、地域医療政策課医療人材グループのグループリーダーと看護師を含む2名以上の体制で、看護師派遣の要否を検討するため情報収集を行う。
- ・ 検討にあたっては、医療人材グループ員が地域医療政策課長に適宜報告・相談を行う。派遣要請の最終決定については、健康福祉部長が行う。(必要に応じて知事へ報告)
- ・ 情報収集等については、県看護協会と平成29年6月30日に締結した「災害時の医療救護に関する協定書」第2条第2項に基づき、県看護協会に協力を依頼することができる。
(県看護協会：076-232-3573)
(資料2「災害時の医療救護に関する協定書」)

※県の保健医療福祉調整本部(※1)設置後は、本部内で活動し、すべての災害支援ナースの指揮・総括を行うことになる。

(※1) 大規模自然災害の発生時に、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」(令和4年7月22日付け科発0722第2号厚生労働省大臣官房厚生科学課長他連名通知に基づき設置される)において県が設置。

※保健医療福祉調整本部には、石川県看護協会職員が常駐する。
また、厚労省に対して広域派遣要請をした場合には、日本看護協会職員も調整役として常駐する。
(資料2「災害時の医療救護に関する協定書」)

- ・ 業務開始にあたり、災害支援ナースの派遣業務に利用する携帯電話及び専用のメールアドレスを準備する。

<参考>

令和6年能登半島地震の際は、情報収集等のため離席していることが多く、保健医療福祉調整本部内の固定電話だけでは対応できなかったため、課で携帯電話を準備すると良い。また、メールでのやり取りが多いが、他の業務のメールに紛れてしまうことを避けるため、災害支援ナース専用のアドレスを作成した。

＜参考＞

医療人材グループ担当者は、平時においては、国立健康危機管理研究機構が主催する、「都道府県災害医療コーディネーター研修」を受講をするよう努める。（医療支援課 医療整備グループが窓口）

2) 情報の収集

- ・ 次の方法により、被災地の医療機関等の医療提供状況や被害状況の情報収集を行う。収集した情報は、適宜、県看護協会と情報共有を行う。

＜情報収集方法＞

a.

b. D24H（災害時保健医療福祉活動支援システム）

※国が D24H を稼働した場合（災害救助法の適用のあった災害では要請の有無を問わず国は稼働）、健康推進課に連絡があるため、子アカウントの発行を依頼して利用する。

※避難者情報、物資、医療体制、生活環境、要配慮者情報等が入手できるもの。

（資料 4 「災害時保健医療福祉支援システムに関する資料」）

c. DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）

d. 保健医療福祉調整本部内の支援チーム

※特に避難所については、D24H からは見えてこない情報等もあるため、c 及び d から情報収集する。

※上記 a.b のシステムから情報が得られない場合は、医療支援課が把握している医療機関等の被害状況のほか、各医療機関等の看護管理者等の看護職員や、県看護協会が会員（訪問看護ステーションの情報含む）から入手する情報なども活用して行う。

- ・ 社会福祉施設等の被害状況は、厚生政策課、長寿社会課、障害保健福祉課等から情報提供を受ける。

2. 活動地域・活動場所・派遣期間・必要人数等の決定

1) 活動地域・活動場所の選定

- ・活動場所は、まず、被災した医療機関、避難所（福祉避難所を含む）を優先するが、具体の施設については、医療機関及び市町等からの派遣依頼のほか、看護ニーズ等の情報収集を行い選定する。

※特に発災直後は情報が錯綜するため、情報の信ぴょう性に留意する必要がある。

<情報収集する項目・ポイント>

（共通）

- ・寝泊りが可能か。（寝袋等の使用が可能な休息スペースの有無など）
- ・活動場所前まで、タクシー等で移動が可能か。
※荷物及び資材等を持って移動するため。

（医療機関）

- a.必要看護師数
- b.派遣希望期間
- c.必要な看護支援の内容 など
※a～c は、医療機関に聞き取る。

（避難所）

- a.避難者数
- b.高齢者率
- c.有病者状況（インフルエンザ、COVID-19、下痢・嘔吐、発熱など）
※a～c は、D24H（災害時保健医療福祉活動支援システム）で情報を入手する。
- d.外部支援者の有無（医療チーム等）
※d については、令和6年能登半島地震時はDMAT事務局看護師から情報を入手した。

<派遣条件等>

令和6年能登半島地震では、次の条件等により、活動場所を選定した。

- ・被災地の医療機関を優先。
- ・活動場所での寝泊まりが可能であること。

- （寝袋等の使用が可能な休息スペースがあること）
※周辺に宿泊可能な施設がなかったため。
- ・活動場所まで、タクシー等で移動が可能であること。
※荷物及び資材等を持って移動する必要があるため。
- ・看護ニーズがあること。

避難所に関しては、D24H（災害時保健医療福祉活動支援システム）より、

- ・避難者数 500 人以上
又は
- ・避難者数 300 人以上で「避難所運営組織評価：D（劣悪な環境）」

<参考>

災害支援ナース派遣を断ったケース

- ・「単なる人員確保」や「看護師がいれば安心」といった派遣依頼もあり、看護のニーズを精査した上で、派遣要請を断った。
※災害支援ナースの具体の活動内容については、資料 5 日本看護協会「災害支援ナース派遣調整マニュアル」参照。

2）必要人数、派遣期間等

- ・必要人数、派遣期間等は医療機関等の被害状況、被災地のライフラインの状況、避難者（人数、高齢者率など）の状況等と、そこでの看護ニーズを踏まえ決定する。

①必要人数

- ・派遣場所 1 か所につき、2 名以上とする。
※ 1 クール目は、活動場所のアセスメント評価が十分行えるよう、経験豊富な災害支援ナースを選定する。
- ・発災後、急性期においては、感染予防対策や急性期の避難者のメンタル支援等の観点から、看護師の派遣人数を多めに設定する。



<参考>

- ・令和 6 年能登半島地震の際は、活動場所、派遣期間、必要人数、その他必要な事項は、県看護協会（日本看護協会）、DMAT 事務局看護師間のミーティングにおいて検討及び協議した。

②派遣期間等

- ・活動時期は、発災後 3 日以降から 1 か月間程度を目安とする。

※被災者の救助・救出に係る時期を脱した後、被災地の復旧・復興が始まる前までの看護のニーズが特に高まる急性期から亜急性期に活動。

(資料 1 厚生労働省「災害支援ナース活動要領」)

- ・個々の派遣期間は、原則として、移動時間を含めた 3 泊 4 日とする。

<参考>

令和 6 年能登半島地震の際は、被害の大きさから、派遣人数、派遣期間等を決めることなく、要請を決定した。

3) 要請先等

①県内の災害支援ナースの派遣の場合

- a. 「石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定」締結医療機関等に派遣を要請する。

※災害支援ナースの派遣状況等を厚労省に報告する。

(資料 1 厚生労働省「災害支援ナース活動要領」)

- ・派遣要請に係る通知は、石川県知事名で協定締結医療機関宛てに発出する。

- b. a は県看護協会と「災害支援ナースの派遣調整実務に関する協定(令和 6 年 4 月 1 日)」を締結しているため、協定締結医療機関等との個々の看護師派遣調整は、県看護協会へ依頼し実施する。

※具体の事務は、P 12 以降参照。

- ・災害支援ナースの派遣調整実務に関する通知は、石川県知事名で県看護協会長宛に発出する。

②他県の災害支援ナースの派遣の場合

- ・県は、県内の災害支援ナース派遣が適切に講じられてもなお、災害支援ナースの数が不足すると判断した場合は、他の都道府県の災害支援ナースの派遣を要請する。

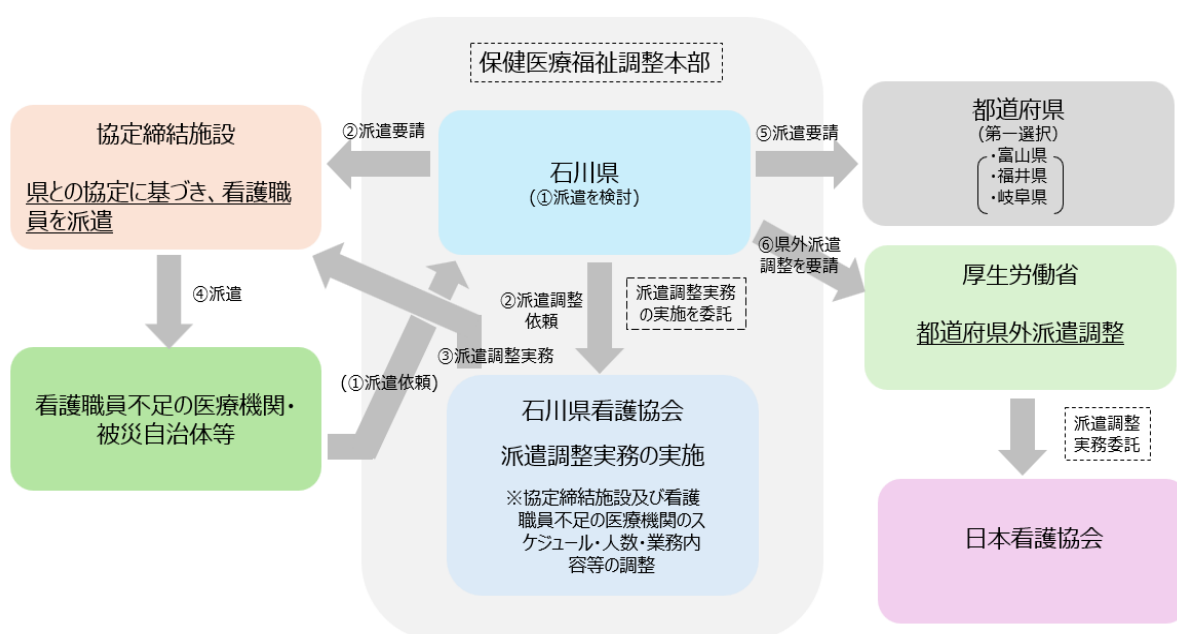
(資料 1 厚生労働省「災害支援ナース活動要領」)
(資料 3 「都道府県行政担当課名簿 (R7.4.1 時点)」)

- ・ 都道府県間での調整が整わないとき (県で調整できる派遣規模を越えるとき) は、厚労省に対して派遣を要請する。



※災害支援ナースの派遣の流れについては図 1 参照

図 1 災害支援ナース派遣の流れ



4) 市町との調整

- ・ 市町の災害支援ナースを担当する窓口を確認する。
 - ※市町から派遣依頼があった場合は、当該担当者。
 - ※上記以外は、市町の保健担当課へ連絡。
- ・ 市町の担当者に、災害支援ナースが出入りする際のルールを確認する。(市町によって入退時に役場で記名が必要な場合もある)
 - ※派遣先の担当窓口 (担当者名、連絡先) を、石川県看護協会及び日本看護協会へ提供する必要があり、提供するまでは、派遣が行われないため注意。

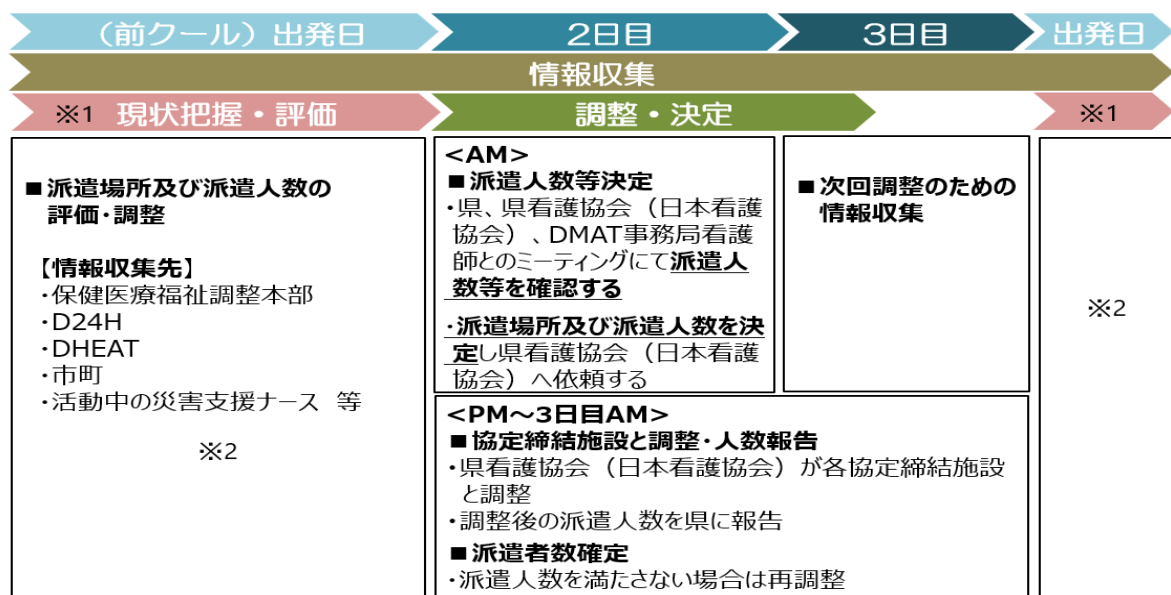
5) 評価・調整

- ・活動場所の追加選定や派遣人数の変更等については、P 6 以降と同様に情報収集し決定する。
- ・第 2 クール目以降の看護師の配置数等の評価・調整については、上記に加え、現地の災害支援ナースの情報等を踏まえ決定する。
(現場の状況等から、配置人数は常に変動する)

※令和 6 年能登半島地震の際の派遣調整業務に係るスケジュールは図 2 参照。

※日本看護協会では情報共有ツール、石川県看護協会では、奥能登豪雨時、看護協会の LINE を用いて、災害支援ナースと随時情報共有できる体制となっていた。

図 2 令和 6 年能登半島地震の際の派遣調整業務に係るスケジュール
※ 1 クールごとに派遣要請を行っていたもの



<参考>

- ・連携すべき職員
保健医療福祉調整本部内の DMAT 事務局看護師と連携することは必須。過去の震災経験等から、日々の困りごとも含めたあらゆる相談が可能。
- ・心身の健康について
災害支援ナースの派遣調整を行う職員（看護師）は実質 1 名である。長時間の労働と過度な緊張状態の持続により、健康を害しやすい状況となる。そのため、課内でのサポートや DMAT 事務局看護師の存在は大きい。自身の健康管理は重要である。

6) その他の事務

①派遣開始時の市町へ連絡

- ・派遣開始時に、市町に対し、「派遣先（避難所等）」、「開始時期」、「終了時期（未定の場合あり）」、「派遣人数」を連絡する。

※令和6年能登半島地震の際は、派遣開始以降の人数のみの変更については、連絡していない。

②その他

- ・県は、被災地域の災害の概要、災害支援ナースの派遣状況、看護二一ズ、支援要請の有無等を収集し、厚労省に報告しなければならない。

（資料1 厚生労働省「災害支援ナース活動要領」）

- ・災害支援ナースの活動実績を集計する。（活動場所・日ごとの活動人数・派遣元都道府県など）※あらゆる場面で数字が求められる。

- ・適宜、ミーティングに参加し情報収集に努める。

（例）保健医療福祉調整本部：9時・18時

DHEAT：9時30分・19時

- ・交通・宿泊場所・物資の確保は行わない。

※移動手段、宿泊先は各自で準備することが原則とされているため。なお、原則として公共交通機関を利用して移動することとなる。

※活動中の必要な物品については、県看護協会、災害支援ナース所属施設または災害支援ナース自身で確保することとなっているため。

<参考>

奥能登豪雨に関すること

被災地の高齢者施設では、地震による職員の離職が相次いだところに、豪雨被害を受け、職員は身体的・精神的な負担が大きくなった。さらに、離職者が増える恐れもあり、必要なサービスを提供できなくなることが危惧された。このため、看護職員等のレスパイトを目的に、災害支援ナースを派遣することとなった。

＜参考＞

- ・奥能登公立4病院看護部長の「こころを支える」ため、個別のオンライン会議や4病院合同会議を定期開催した。時期によっては、厚労省やDMA T事務局看護師も参加した。
- ・奥能登公立4病院合同会議の後は、看護部長のみが話し合える時間を設けた。
- ・奥能登公立4病院会議は、発災後1年間続けた。

7) 派遣縮小のタイミング

- ・派遣縮小のタイミングは以下の項目を参考として決定する。
 - a.有病者数の低下（インフルエンザ、COVID-19、下痢・嘔吐、発熱など）
 - b.避難所の高齢者率の低下
 - c.避難者が自活できる
 - d.地域の医療にアクセスが可能となる
 - e.現地の災害支援ナースからの情報



＜配慮するポイント＞

- ・徐々に派遣人数を減らす。
- ・派遣終了のタイミングが決まったら、市町とスケジュールを共有する。
- ・市町の不安な気持ちを受け止めつつ、看護ニーズが減少したこと等による縮小であることを丁寧に説明する。

3. 派遣調整について

1) 看護協会への調整依頼

①調整依頼（派遣対象者選定）

（県内災害支援ナースの派遣調整の場合）

- ・県看護協会と「災害支援ナースの派遣調整実務に関する協定（令和6年4月1日）」を締結しているため、協定締結医療機関等との個々の看護師の派遣調整は、県看護協会が実施する。

（資料5 日本看護協会「災害支援ナース派遣調整マニュアル」）

（資料6 「石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定」）

（資料7 「災害支援ナースの派遣調整の実施に関する協定書」）

（資料8 「石川県災害支援ナース協定締結医療機関等一覧」）

(県外災害支援ナースの派遣調整の場合)

- ・日本看護協会は、厚労省から派遣調整実務の委託を受けているため、個々の看護師の派遣調整は、日本看護協会が実施する。

2) 看護協会の調整業務概要

- a.各協定締結医療機関等から災害支援ナース派遣候補者リストの提出を受ける
- b.各協定締結医療機関等に対し、災害支援ナース活動場所情報を提供する
- c.各協定締結医療機関等から提出された災害支援ナース候補者リストを基に、災害支援ナース派遣シフト表を作成し、県と共有する(出発・帰還の確認を含む)
- d.災害支援ナース派遣医療機関等から活動に係る経費に関する提出書類の取りまとめを行い、県に渡す

※このほか、資料5 日本看護協会「災害支援ナース派遣調整マニュアル」参照。

※災害支援ナース派遣関連実務分担表(別表1)参照

別表 1. 災害支援ナース派遣関連実務分担表

区分	項 目	役割分担	
		県	看護協会
要請	被災地の情報収集、派遣の必要性の検討（※）	○	○
	①活動地域・活動場所・派遣期間・必要人数、その他適宜必要な事項を <u>検討及び協議</u>	○	○
	②活動地域・活動場所・派遣期間・必要人数、その他適宜必要な事項を <u>決定</u>	○	
	③派遣の決定及び要請	○	
	④活動地域・活動場所・派遣期間・必要人数、その他適宜必要な事項を <u>評価及び再調整</u> する	○	○
情報収集	被災地の看護ニーズ等を情報収集（保健医療福祉調整本部等にて実施）	○	○
	随時、活動中の災害支援ナースから情報収集を行い、県と共有（出発・帰還の確認含む） [redacted]		○
派遣調整	協定締結医療機関等の災害支援ナースの派遣候補者リスト [redacted]、活動場所情報の整理、派遣シフト表の作成		○
	派遣シフト表を県と共有		
	災害支援ナースの出発及び帰還時の調整、物品貸出等に関する業務		
情報共有	厚労省との情報共有	○	
	日本看護協会との情報共有	○	○
支払関連	災害支援ナース派遣医療機関等から経費に関する提出書類の取りまとめ		○
	県へ書類引き渡し		○
	医療機関等に対する災害支援ナース活動経費の支弁業務	○	
救助費等	国に対し災害救助費請求等に関する業務	○	

（※）災害時の医療救護に関する協定書（H29 締結）

第3章 災害支援ナース以外の派遣要請について

1. 県看護協会の看護師派遣

1) 派遣要請

- ・ 県は、県看護協会と対応する課題等と看護ニーズを踏まえ、担当業務、活動場所及び期間（未定の場合もあり）等を協議し、看護師派遣を要請する。
- ・ 看護協会の看護師派遣の活動実績を集計する。（活動場所・日ごとの活動人数など）※あらゆる場面で数字が求められる。

※県看護協会は、保健医療福祉調整本部会議等に常時出席するため、保健医療福祉の最新情報が把握できる立場にあり、協議は行いやすい。

<参考>

- ・ 令和6年能登半島地震の際は、県は1.5次避難所の看護支援活動として要請した。
- ・ 1.5次避難所の派遣人数の調整や移動手段等の確保は県看護協会に実施いただいた。
※移動手段については、派遣看護師は自家用車を使用した。

2. 厚労省の看護師派遣 ※令和6年を参考に記載

1) 派遣要請

- ・ 県は、厚労省医政局看護課に対して、対応する課題等と看護ニーズを踏まえ、担当業務、活動場所及び期間（未定の場合もあり）等を協議し、厚労省関連医療機関（国立病院機構、恩賜財団済生会、日本赤十字など）の看護師派遣を要請する。（派遣終了も同様に検討）

相談先：厚労省リエゾン

<参考>

- ・ 令和6年能登半島地震の際は、災害支援ナースだけでは県内の看護ニーズに対応できなくなったため、奥能登公立4病院を厚労省関連医療機関の派遣看護師に担ってもらうこととなった。
- ・ 派遣期間は、5泊6日（実働4日間）とした。
（※前後1日は移動日で勤務しない）

2) 派遣調整等

① 人員体制等

- ・ 地域医療政策課内に医療人材グループ職員を4名配置（看護師含む）する。
- ・ 看護師の送り出しに係る業務（金沢駅集合者の誘導、県庁でのオリエンテーション、タクシー等への資材の積込み、配車など）の際には、5名の応援を加えた計9名体制で対応する。（令和6年能登半島地震時は、うち3名が厚労省職員）

② 派遣人数の決定等

- ・ 派遣先の医療機関に必要な人数を聞き取り、国と決定する。
- ・ 現地の活動状況等は、各班にリーダーを置き、当該リーダーから地域医療政策課の代表メールを通じて、やり取りを行う。

<参考>

奥能登公立4病院周辺に宿泊施設が無かったことから、派遣先の医療機関の病室で寝泊まりした。そのため、寝泊まり可能な人数から、派遣人数を調整した。

③ 移動手段・宿泊場所・物資の確保ほか

- ・ 来県後の移動手段、宿泊先、活動中の必要な食料品等については、県で調達する。（支払いについては、毎月請求書の発行で対応）

（移動手段）

- ・ 継続的に被災地への送迎が可能なタクシー会社を確保する。
- ・ タクシー会社の確保が難航する場合は、国交省北陸信越運輸局自動車交通部に対し、各タクシー会社への協力要請文の発出を依頼する。
- ・ 国から派遣者のリストが提供された後、配車計画を作成する。



（宿泊施設）

- ・ 活動場所選定時に聞き取りした宿泊場所をリスト化しておき、国から派遣者のリストが提供された後、割振り計画を作成する。
- ・ 原則、活動場所周辺に宿泊場所を確保するが、活動場所から距離がある場合は、送迎車等の手配を検討する。

- ・遠距離の都道府県から派遣される看護師に対しては、JR の駅周辺に宿泊施設を確保する。（一日で活動場所まで行けないため、前泊、後泊用）
- ・国から派遣者のリストが提供された後、活動場所毎のシフト表を作成する。



（食料品）

- ・初めに活動医療機関毎に人数から算出した量を配置。以降は、活動中の看護師が残数の確認を行い、不足する分を次の出発班が補う形。
- ・食料品のほか各活動場所に電気ポットも準備。

＜令和 6 年能登半島地震時の 1 人当たり食料の考え方＞

朝：パン 2 個× 5 日

昼：カップ麺など× 5 日分

夜：アルファ米 2 個× 5 日分

補食：ゼリー× 5 日分

飲料水： 2 リットル× 6 本



④その他、必要となる調整事務など

- ・県は、派遣先医療機関に対し、必要な看護師数、派遣期間を適宜ヒアリングを行い、厚労省と共有する。
- ・厚労省の看護師派遣の活動実績を集計する。（活動場所・日ごとの活動人数・派遣元医療機関など）※あらゆる場面で数字が求められる。

3. 全国自治体病院協議会の看護師派遣

※令和6年を参考に記載

1) 派遣要請等

- ・県は、公益社団法人全国自治体病院協議会に対して、対応する課題等と看護二一ズを踏まえ、担当業務、活動場所及び期間（未定の場合もあり）等を協議し、全国の自治体病院の看護師派遣を要請する。（派遣終了も同様に検討）

- ・全国自治体病院協議会の看護師派遣の活動実績を集計する。（活動場所・日ごとの活動人数・派遣元医療機関など）※あらゆる場面で数字が求められる。

<参考>

- ・令和6年能登半島地震の際には、具体的な派遣医療機関の選定、派遣人数の調整等は石川県支部と公益社団法人全国自治体病院協議会が行った。

資料編

資料編

1. 関係機関・関係団体

関係機関	連絡先
公益社団法人石川県看護協会	0 7 6 - 2 3 2 - 3 5 7 3
公益社団法人日本看護協会看護開発部	0 3 - 5 7 7 8 - 8 5 4 9
厚生労働省医政局看護課	(直通)

2. 関係する法律

<法律関係>
医療法第 30 条の 12 の 2、医療法施行規則第 30 条の 33 の 2 第 1 項関係
医療法第 30 条 12 の 6 第 1 項関係
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）第 36 条の 3 第 1 項

3. 資料

＜マニュアル関係＞	
厚生労働省「災害支援ナース活動要領」	資料 1
災害時の医療救護に関する協定書	資料 2
都道府県行政担当課名簿（R7.4.1 時点）	資料 3
災害時保健医療福祉支援システムに関する資料	資料 4
日本看護協会「災害支援ナース派遣調整マニュアル」	資料 5
石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定	資料 6
災害支援ナースの派遣調整の実施に関する協定書	資料 7
石川県災害支援ナース協定締結医療機関等一覧（R7.4.1 時点）	資料 8
災害支援ナース EMIS 運用・操作マニュアル	
※国から発出され次第添付	

資料 1

災害支援ナース活動要領

令和 6 年 4 月 1 日

令和 7 年 12 月 23 日（一部改正）

1. 総則

（1）本要領の位置付け

本要領は、大規模自然災害の発生時や新興感染症の発生・まん延時（以下「災害等発生時」という。）に、次項に規定する災害支援ナースを派遣し、大規模自然災害が発生した地域や新興感染症がまん延した地域（以下「被災地等」という。）のニーズに応じて柔軟に、災害支援ナースの活動を実践するための体制及び対応方法を定めるものである。

なお、本要領は、災害支援ナースの運用等の基本的な事項について定めるものであり、都道府県、日本赤十字社等の自発的な活動や相互の応援を制限するものではない。

（2）災害支援ナースとは

災害支援ナースとは、被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えること（以下「看護支援活動」という。）を行う看護職員のことであり、厚生労働省医政局が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、厚生労働省医政局に登録された者の総称である。

災害支援ナースは、都道府県と災害支援ナースが所属する施設（病院、診療所、訪問看護事業所、助産所や都道府県看護協会等（以下「所属施設」という。）との間で締結した災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、派遣される。

（3）運用の基本方針

- ① 厚生労働省医政局は、災害支援ナースの活動要領を策定するとともに、研修・訓練等を実施すること及び災害支援ナースに登録することにより、災害支援ナースの質の維持及び向上を図ることとする。
- ② 厚生労働省医政局は、研修・訓練の企画・実施及び災害支援ナースの登録・管理、都道府県外派遣調整等に係る業務を実施する。

なお、厚生労働省医政局は、これらの業務を日本看護協会に委託する

ことができる。

- ③ 都道府県は、管内の災害支援ナースの確保を図るとともに、研修・訓練の実施により、管内の災害支援ナースの質の維持及び向上を図ることとする。

- ④ 都道府県は、災害支援ナースの都道府県内派遣調整に係る業務を実施することとする。また、災害支援ナースの活動に必要な支援を行う。

なお、都道府県は、これらの業務を都道府県看護協会に委託することができる。

- ⑤ 都道府県は、大規模自然災害の発生時に、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」（令和7年3月31日付け科発0331第10号厚生労働省大臣官房厚生科学課長他連名通知）に基づき設置される保健医療福祉調整本部において、管内等で活動するすべての災害支援ナースを指揮し、統括する。

また、都道府県看護協会は、都道府県において、災害対策本部及び保健医療福祉調整本部が設置された場合には、原則としてこれらに参画する。

（４）災害支援ナース派遣の基本的な考え方

災害支援ナースは、まずは被災地等が属する都道府県（以下単に「被災都道府県」という。）内で活動すること（以下「都道府県内派遣」という。）が基本となるが、災害等発生時において都道府県を越えた協力が必要な場合には、他の都道府県において活動すること（以下「都道府県外派遣」という。）がある。

2. 災害支援ナースの登録等

- （１）厚生労働省医政局は、災害支援ナース養成研修を修了した者を災害支援ナースとして登録する。

- （２）厚生労働省医政局は、災害支援ナースのうち、令和5年度以降に災害支援ナース養成研修を修了した者であって、医療法第30条の12の2に定める業務に従事する旨の承諾をした者の申請により、当該者を災害・感染症医療業務従事者（同条の「災害・感染症医療業務従事者」をいう。以下同じ。）として登録する。

- （３）災害支援ナースのリスト整備

厚生労働省医政局は、災害支援ナース養成研修を修了した者の情報を広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」）に連携・登録するとともに、EMISにおいて登録された災害支援ナースのリストを整備・管理する。

また、都道府県は、EMISに登録された災害支援ナースのリストを必要に応じて閲覧することができる。

3. 平時における対応

（1）協定の締結

都道府県は、所属施設と災害支援ナースの派遣に関する協定書を締結する。また、都道府県は、協定書を締結した施設のリストを整備し、厚生労働省医政局に登録する。登録の変更があった際は、都度申請する。

厚生労働省医政局は、登録されたリストを基に、EMISに登録されている所属施設等の情報を必要に応じて更新する。

なお、所属する施設がない災害支援ナースを派遣する場合には、地域の実情に応じて、都道府県が災害支援ナースを直接雇用すること又は都道府県看護協会が災害支援ナースを雇用した上で、都道府県と都道府県看護協会が協定を締結することにより、派遣を行うことができる。

（2）事故補償への対応

都道府県は、看護支援活動中（出発地と被災地等との移動を含む。）の事故等に対応するための傷害保険に加入する。

また、災害支援ナースは、第三者に損害を与えた場合に備えて、災害等発生時の看護支援活動も補償の対象に含まれる賠償責任保険制度に加入することが望ましい。

（3）災害支援ナース派遣体制の整備

所属施設は、協定に基づき、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に、平時から努めることとし、自施設のEMIS登録・変更に必要な情報等を都道府県へ報告する。

（4）災害支援ナース養成研修等の実施

① 災害支援ナース養成研修等の実施

厚生労働省医政局は、災害支援ナース養成研修、企画・指導者研修等を実施し、研修修了者のリストを整備・管理する。

また、都道府県看護協会は、災害支援ナース養成研修における集合研修を実施し、研修修了者に係る情報を都道府県及び厚生労働省医政局に提供する。

② 災害支援ナース派遣調整訓練の実施

厚生労働省医政局は、災害支援ナース及びその所属施設との災害支援ナース派遣調整訓練を年1回以上実施し、災害支援ナース派遣調整の評価及び見直しを行う。

③ 災害支援ナースの登録更新

厚生労働省医政局は、災害支援ナースの登録更新を5年ごとに行う。ただし、年度途中で災害支援ナースとして登録された場合は、登録された当該年度及びその後4年間を、災害支援ナースとしての登録有効期間とする。

災害支援ナースは、登録有効期間において、更新を目的として厚生労働省医政局が実施する研修に1回以上参加する。登録有効期間内に当該研修に参加しなかった場合は、更新されないものとする。

災害支援ナースは、登録内容に変更が生じた時点で、EMIS上の情報を更新する。

④ 関係機関等との情報共有・連携強化

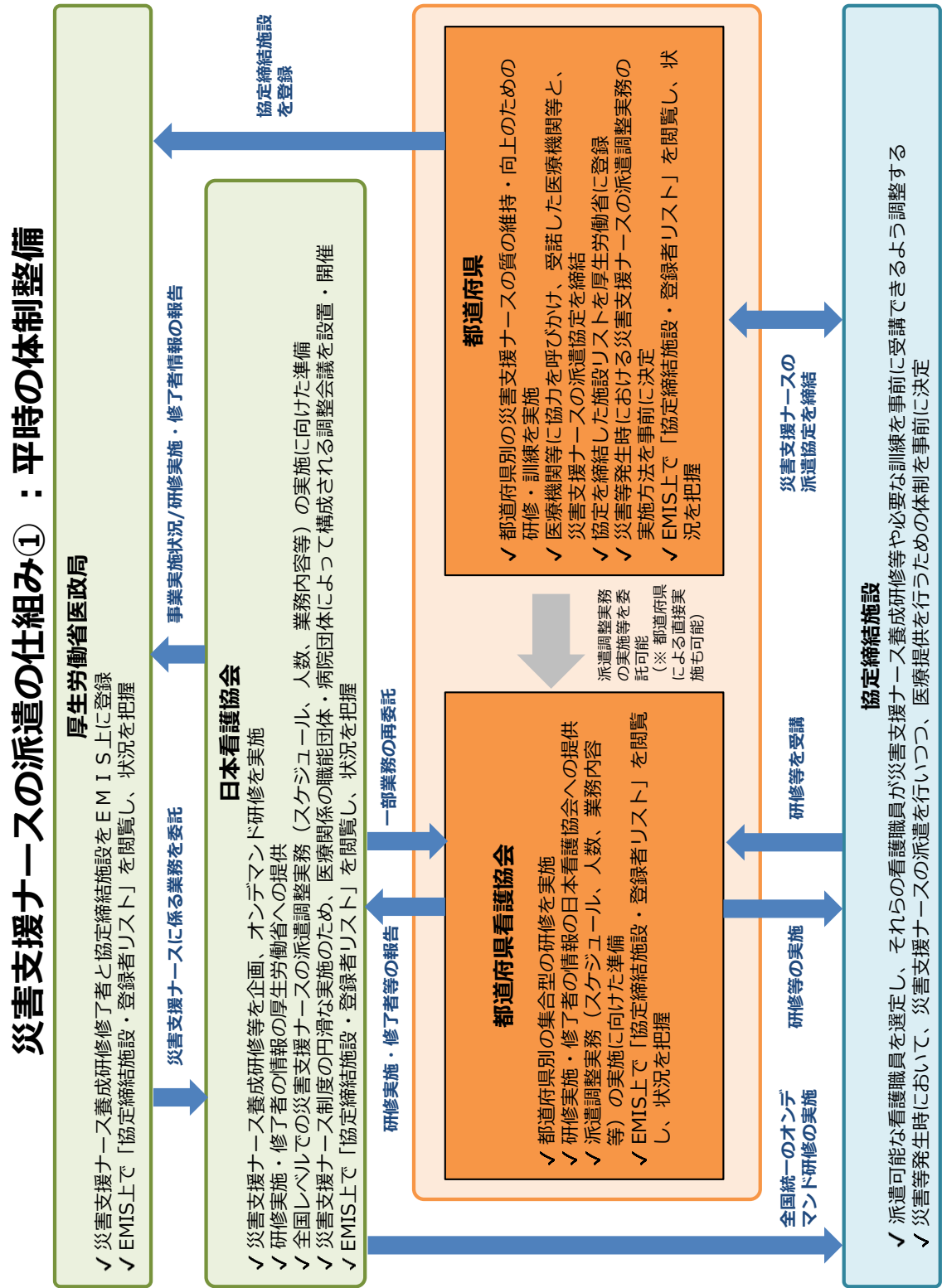
厚生労働省医政局は、災害支援ナースの派遣の調整業務を行う都道府県の派遣調整実施窓口の情報を把握する。

厚生労働省医政局、日本看護協会、都道府県及び都道府県看護協会は、平時より緊密に情報を共有し、連携の強化に努める。

⑤ その他

厚生労働省医政局及び日本看護協会は、その他、災害等発生時の支援体制を整え、災害支援ナースが、円滑な看護支援活動を行うために必要な事業を行う。

図1：災害支援ナース派遣の仕組み（平時の体制整備）



4. 災害等発生時の対応

(1) 情報収集と共有

都道府県は、大規模自然災害が発生した又は新興感染症が発生・まん延した場合、被災地域の災害の概況、被災都道府県内における災害支援ナース派遣状況、看護支援ニーズ・支援要請の有無等（以下「被災状況等」という。）を収集し、厚生労働省医政局に報告する。

日本看護協会は危機対策本部を設置し、あらゆる媒体を活用した情報収集を行う。また、都道府県看護協会から報告された被災状況等について情報を集約し、厚生労働省医政局に報告する。

災害支援ナースを派遣した協定締結施設または災害支援ナースは、派遣に関する状況や被災地における活動状況を、EMISに入力する。さらに、災害支援ナースの活動状況に応じて適宜EMISの入力情報を更新する。

厚生労働省医政局、日本看護協会、都道府県及び都道府県看護協会は、緊密に情報を共有し、連携の強化に努める。

(2) 災害支援ナース派遣手順

災害支援ナースの派遣に関する手順は以下を原則とする。

① 都道府県内の派遣の場合

- イ 被災都道府県は、災害支援ナースの派遣の必要性を検討する。
- ロ 被災都道府県は、災害支援ナースの活動地域（市町村）、活動場所、必要な人数、期間、活動内容等を決定する。
- ハ 被災都道府県は、速やかに協定締結施設に派遣を要請し、派遣調整を行う。
- ニ 災害支援ナースの活動の終了時期は、災害支援ナースの派遣を要請した都道府県が決定する。

なお、災害支援ナースの派遣の要請や終了については、被災都道府県は都道府県看護協会と協議のうえ、決定することができる。

② 都道府県外派遣の場合

- イ 被災都道府県は、都道府県内派遣が適切に講じられてもなお、災害支援ナースの数が不足すると判断した場合は、他の都道府県に災害支援ナースの派遣を要請することができる。都道府県間での調整が整わないときは、被災都道府県は厚生労働省医政局に対して派遣

調整を要請することができる。この場合、厚生労働省医政局は、都道府県外派遣調整に係る総合調整を行う。厚生労働省医政局から連絡を受けた日本看護協会は、災害支援ナースの活動内容、活動場所、派遣スケジュール等について、他の都道府県と調整し、決定する。

ロ 災害支援ナースを派遣する都道府県は、被災都道府県への派遣を受諾し、速やかに協定締結施設に派遣を要請する。

ハ 被災都道府県は、災害支援ナースの活動地域（市町村）・活動場所を決定し、必要な人数、期間、活動内容等についての情報を厚生労働省医政局に提供する。

ニ 災害支援ナースの活動の終了時期は、災害支援ナースの派遣を要請した都道府県が決定する。

なお、災害支援ナースの派遣の要請や終了については、被災都道府県は都道府県看護協会と協議のうえ、決定することができる。

（３）災害支援ナースの活動

① 大規模自然災害発生時の対応

イ 活動時期と派遣期間

災害支援ナースの被災地での活動時期は、原則として、被災者の救助・救出に係る時期を脱した後、被災地の復旧・復興が始まる前までの看護のニーズが特に高まる急性期から亜急性期（発災後３日以降から１か月間程度）を目安とし、個々の災害支援ナースの派遣期間は、原則として、移動時間を含めた３泊４日とする。

ロ 活動場所

災害支援ナースが活動する場所は、原則として、被災した医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む）を優先する。また、活動場所までは、原則として公共交通機関を利用して移動する。

ハ 活動内容

災害支援ナースは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）を遵守し、看護支援活動を行う。

② 新興感染症発生・まん延時の対応

イ 活動時期と派遣期間

災害支援ナースの新興感染症・まん延地域での活動時期は、原則として、移動期間を含めた２週間程度を目安とする。なお、必要に

応じて通常業務への復帰可否を確認する期間（PCR検査実施から結果が判明するまでの期間など）を別途設け、派遣期間に含めることとする。

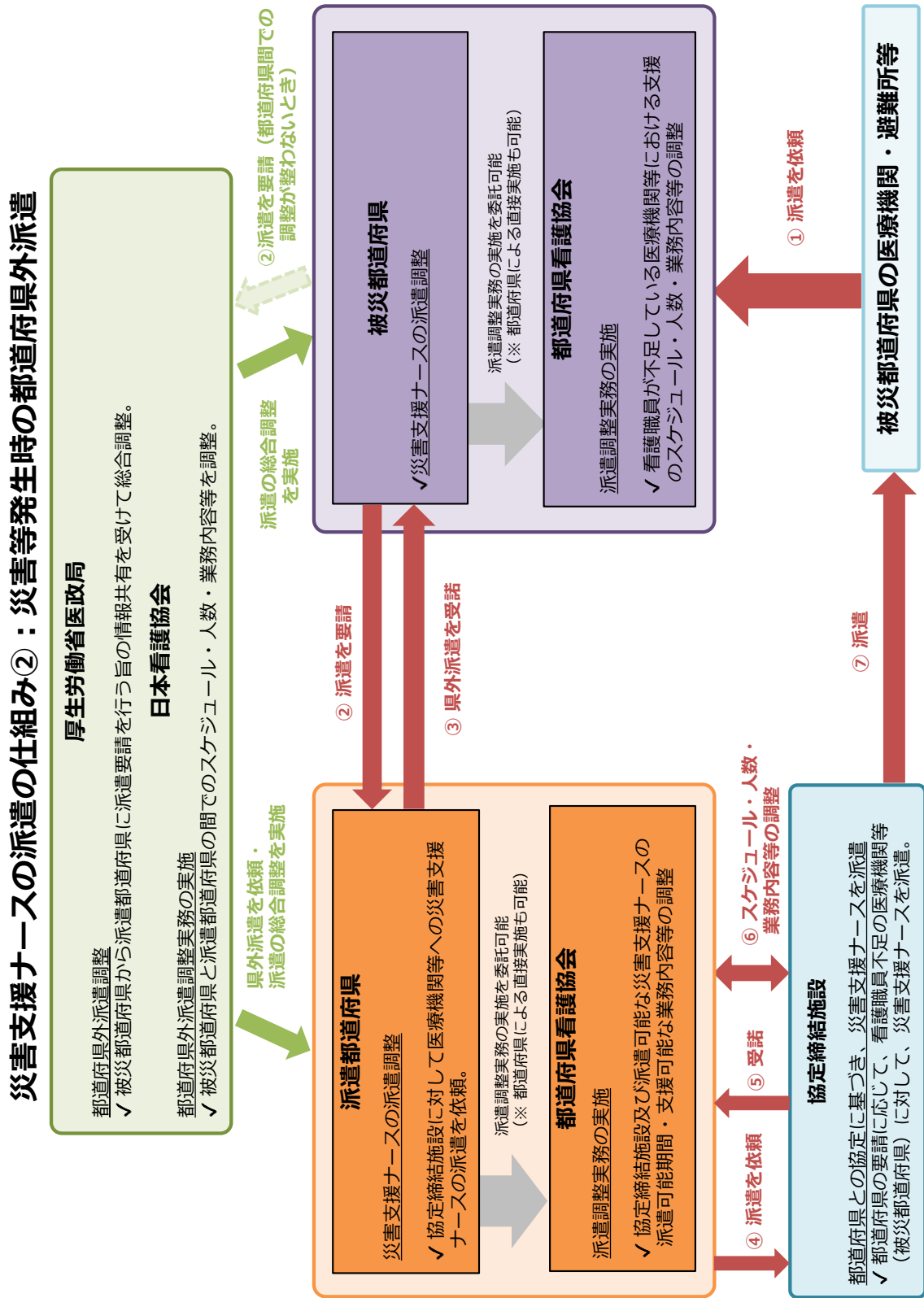
ロ 活動場所

災害支援ナースが活動する場所は、原則として、新興感染症の拡大・まん延により看護職員の支援が必要な医療機関、社会福祉施設及び宿泊療養施設を優先する。また、活動場所までは、原則として公共交通機関を利用して移動する。

ハ 活動内容

災害支援ナースは、保健師助産師看護師法を遵守し、看護支援活動を行う。

図2：災害支援ナース派遣の仕組み（災害等発生時の対応）



5. 費用の支弁

(1) 原則

災害支援ナースの活動に要した費用は、都道府県と所属施設との協定に基づき、災害支援ナースの派遣を要請した都道府県が支弁する。

(2) 災害救助法に基づく費用支弁

① 災害支援ナースの活動が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条の規定による救助であると認められた場合、被災都道府県の災害支援ナースの派遣要請を受けた都道府県は、同法第20条第1項の規定に基づき、被災都道府県に求償することができる。

② ①に基づき、災害支援ナースの活動に要した費用を求償された被災都道府県は、求償した都道府県に対して、同法第18条により費用を支弁する。ただし、同法第20条第2項の規定に基づき、国に支弁を要請することができる。

(3) 感染症法に基づく費用支弁

新興感染症発生・まん延時において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3の規定に基づく医療措置協定を締結した病院、診療所又は訪問看護事業所が災害支援ナースを派遣した場合には、同法第58条の規定により、都道府県が支弁するものとし、当該支弁した費用について、同法第62条の規定により国が補助するものとする。

資料 2

資料 3

資料 4

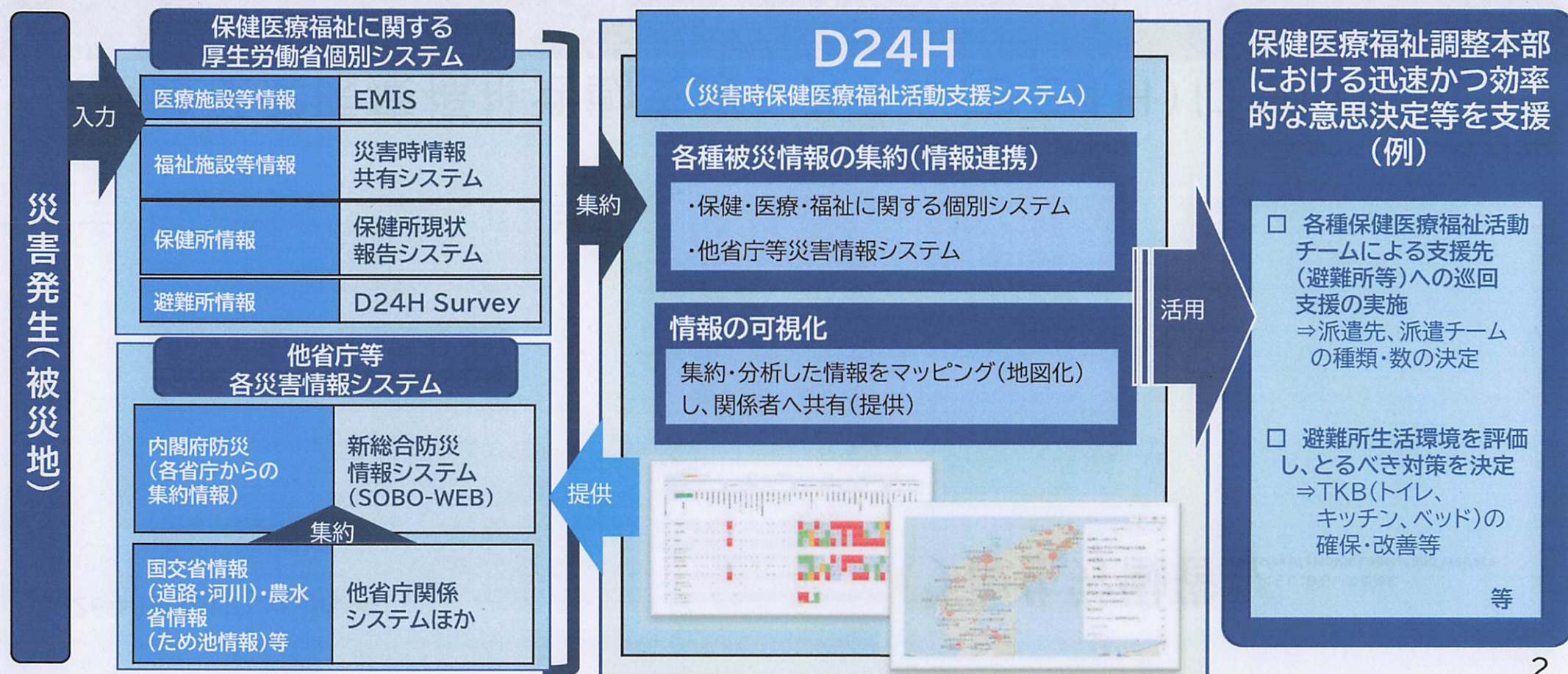
災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)による災害時の支援

- 災害における保健・医療・福祉に関する厚生労働省個別システム及び新総合防災情報システム(SOBO-WEB)と情報連携し、保健・医療・福祉に関する情報と他省庁の情報(浸水域・道路啓開情報等の災害情報)を迅速・リアルタイムに集約。
- 集約した情報を整理・分析するとともに、これらの情報を一元的に地図上で可視化可能。

⇒保健医療福祉調整本部における迅速かつ効果的な意思決定(保健医療福祉活動チームの派遣、物資支援等)を支援。

令和8年度当初予算案:33.5百万円(基礎的運用)、令和7年度補正予算:86.3百万円(システム改修等)

D24H: Disaster Digital Information System for Health and well-being の通称



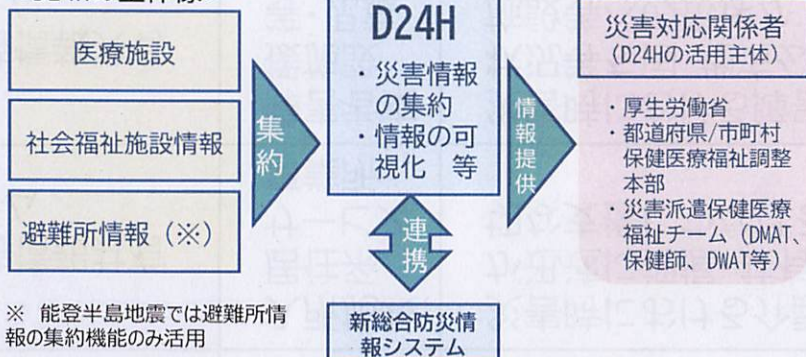
D24Hによる避難所支援の事例

取組概要

- 令和6年1月1日能登半島地震の発災直後より、避難所状況の把握のため機能の一部を解放し、石川県保健医療福祉調整本部、保健所等で災害対応に活用。
- 避難所等で活動するDMATや保健師等がラピッドアセスメントシートの項目に沿って、避難所情報を入力し、関係者間でリアルタイムに共有することで、避難所の衛生環境改善の取組等に繋がった。

D24H：Disaster Digital Information System for Health and well-being の通称

<D24Hの全体像>



※ 能登半島地震では避難所情報の集約機能のみ活用

新総合防災情報システム

<D24H Survey画面>



▲避難所等の情報について、最大避難所数約400件、情報入力・更新回数延べ4500件超。(R6.8.5時点)

<ラピッドアセスメントシート>

The screenshot shows the 'Rapid Assessment Sheet' form. It is a structured form with various sections for data entry, including '災害発生状況' (Disaster occurrence status), '避難所情報' (Disaster shelter information), and '評価項目' (Evaluation items). The form is designed to be filled out by disaster response teams to collect and assess disaster shelter information.

◀ラピッドアセスメントシート (※) により継続的に避難所環境の評価を実施。
※スフィア基準により作成。



▲集約した情報を地図化

D24H情報入力・活用の想定

	情報の入力	情報の活用
国	—	・厚生労働省職員、他省庁の職員(内閣府(防災)、経産省、国交省、農水省等)
都道府県	—	県庁の職員(防災担当部局、医務主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課、民生主管課等) ・都道府県災害医療コーディネーター ・災害時小児周産期リエゾン ・災害薬事コーディネーター
保健所・市町村	・保健所の職員 ・市区町村の職員 —	・地域災害医療コーディネーター ・災害時小児周産期リエゾン ・災害薬事コーディネーター
保健医療福祉活動チーム	・災害派遣医療チーム(DMAT) ・日本医師会災害医療チーム(JMAT) ・日本赤十字社の救護班 ・独立行政法人国立病院機構(NHO)の医療班 ・全日本医療支援班(AMAT) ・日本災害歯科支援チーム(JDAT) ・薬剤師チーム ・災害支援ナース等の看護師チーム ・保健師等チーム ・日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT) ・災害派遣精神医療チーム(DPAT) ・日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT) ・災害時感染制御支援チーム(DICT) ・災害派遣福祉チーム(DWAT) ・その他の災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチーム ・災害中間支援組織(JVOADを想定)	
その他	・避難所の運営責任者(リーダーや副リーダー)・自衛隊	—

青字の自治体は、常時D24Hを活用できるアカウント(親アカウント)を持つ予定。赤枠の保健医療福祉活動チーム等にD24Hの情報活用を許可される場合は、親アカウントから、D24Hの子アカウントを発行してください

資料 5

日本看護協会 災害支援ナース派遣調整マニュアル

日本看護協会 看護開発部

目次

I. 本マニュアルの目的	1
II. 災害支援ナース派遣の基本的な考え方	1
III. 関係機関の役割	5
IV. 災害等発生時の対応	6
V. 災害支援ナースの活動の支援	13
VI. 費用の請求	14

参考資料

1. 災害支援ナース必要物品の例	15
2-①. 様式 A～C	16
2-②. 様式 A～C 記載例	19
3-①. 様式 1～5	22
3-②. 様式 1～5 記載例	28

I. 本マニュアルの目的

本マニュアルは、災害支援ナース活動要領及び都道府県看護協会と日本看護協会の災害支援ナースの派遣に関する協定書（以下「協定」という。）に基づき、災害支援ナースが安全に活動するための派遣調整を効率的、効果的に行うことを目的とする。

本マニュアルの対象は、都道府県が都道府県看護協会に派遣調整実務の実施を委託している場合に、災害支援ナースの都道府県外派遣時の調整を行う都道府県看護協会と日本看護協会とする。なお、都道府県やその他の法人が派遣調整を行う場合も、本マニュアルに準ずる。

II. 災害支援ナース派遣の基本的な考え方

1. 災害支援ナースの派遣調整

大規模自然災害の発生時や新興感染症の発生・まん延時（以下「災害等発生時」という。）、災害支援ナースは、「災害支援ナース活動要領」に則り、都道府県知事からの要請により派遣される。

都道府県知事からの派遣要請時、迅速に災害支援ナースの派遣を調整し、被災地等の地域住民、看護職員へ円滑に看護支援活動が実践できるよう、平時から日本看護協会と都道府県看護協会、災害支援ナースが所属する施設（以下「災害支援ナース所属施設」という。）、厚生労働省医政局、都道府県との連携体制を整備しておく。なお、災害支援ナースの都道府県外派遣調整は、日本看護協会が厚生労働省医政局から派遣調整の実務の委託を受けて実施している。

2. 災害支援ナース派遣の仕組み（図1参照）

災害支援ナースは、都道府県内派遣が基本である。都道府県内派遣では、都道府県から都道府県内派遣調整の実務を委託されている都道府県看護協会が派遣調整を実施する。都道府県は、災害等発生時に都道府県内派遣では災害支援ナースが不足し、都道府県を越えた協力が必要な場合は、他の都道府県に災害支援ナースの派遣を要請する。都道府県間の要請の場合は、派遣都道府県から派遣調整実務を委託されている都道府県看護協会が派遣調整を行う。

都道府県間での調整が困難な場合、被災都道府県は厚生労働省医政局に都道府県外派遣調整を要請する。要請を受けた厚生労働省医政局は、日本看護協会を通じて、他の都道府県（もしくは都道府県から派遣調整の実務を委託されている都道府県看護協会）に都道府県外派遣を依頼する。

3. 災害支援ナースの活動

都道府県は、災害支援ナースの活動時期と派遣期間、活動場所、活動内容等について、都道府県に設置された保健医療福祉調整本部での保健医療福祉活動の総合調整に基づき決定する。

1) 大規模自然災害発生時の対応

(1) 活動時期と派遣期間

①活動時期

看護のニーズが特に高まる急性期から亜急性期（発災後 3 日以降から 1 か月間程度）を目安とする。

②派遣期間

原則として、移動時間を含めた 3 泊 4 日を 1 クールとしてシフトを組む。また、活動場所までの移動時間や交通事情等により、派遣期間に加えて前後泊が必要となる場合もある。

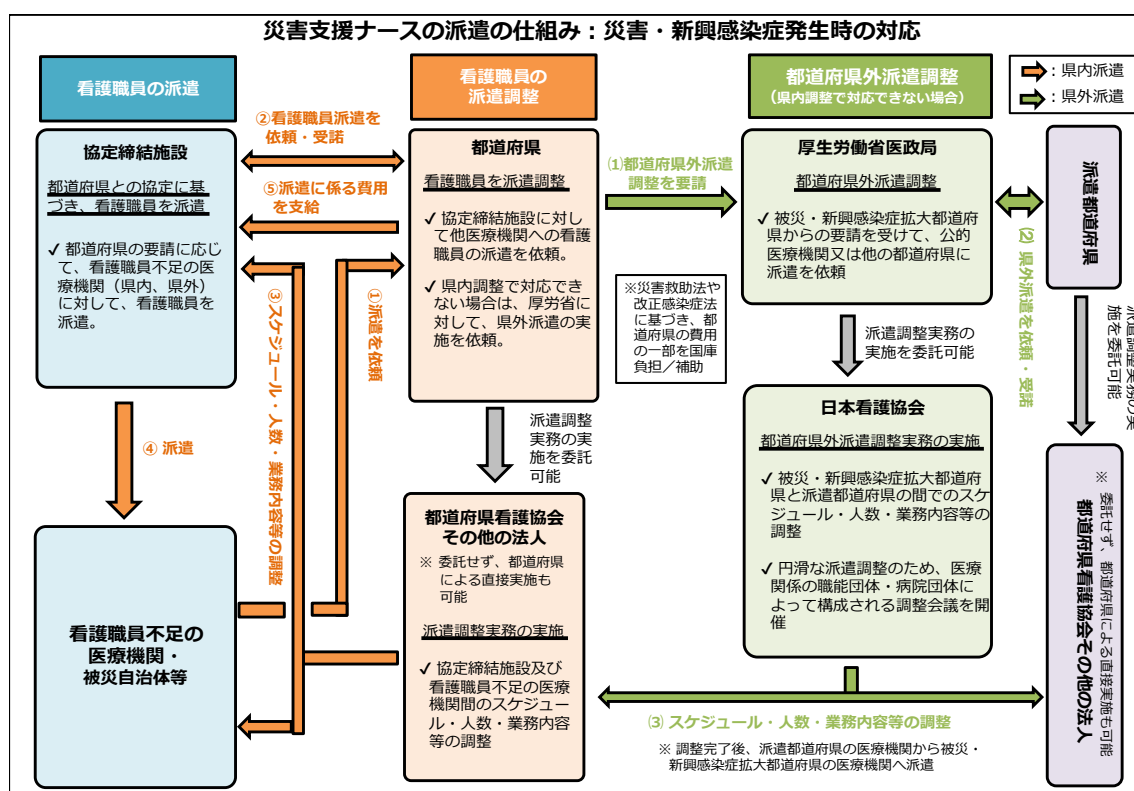


図 1. 災害支援ナース派遣の仕組み（災害等発生時の対応）

災害支援ナース活動要領（令和 6 年 3 月 29 日）,p.9 一部改変

(2) 活動場所

被災した医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む）を優先する。

(3) 活動内容

災害支援ナースは、活動場所の看護師や医師、介護職員や、保健医療福祉チームと連携・協働して看護支援活動を行う。

①医療機関での活動（例）

- ・被災施設の患者の受け入れ
- ・病院の救急外来等での増大した医療ニーズの対応
- ・看護職に対する深夜勤業務の支援

②避難所での活動（例）

- ・自宅の片づけで負傷した人への創傷処置
- ・避難所の環境整備や手洗い指導などの感染症対策
- ・服薬に関する相談と助言
- ・心身の体調不良を抱える者に対する受診支援や医療チームへの橋渡し、救急搬送
- ・ラジオ体操や運動の推奨などエコノミー症候群の予防
- ・高齢者や妊産婦、障がい者など災害時要配慮者の個別の対応

③社会福祉施設での活動（例）

- ・看護職に対する業務の支援
- ・施設の環境整備や手洗い指導などの感染症対策
- ・医療依存度の高い入所者への個別の対応

④福祉避難所での活動（例）

- ・避難所の環境整備や手洗い指導などの感染症対策
- ・高齢者や妊産婦、障がい者など災害時要配慮者の個別の対応

2) 新興感染症発生・まん延時の対応

(1) 活動時期と派遣期間

①活動時期

新興感染症発生・まん延時

②派遣期間

- ・原則として、2週間程度を1クールとしてシフトを組む。
- ・必要に応じて、通常業務への復帰可否を確認する期間（PCR検査実施から結果が判明するまでの期間など）を別途設け、派遣期間に含める。

(2) 活動場所

新興感染症の拡大・まん延により看護職員の支援が必要な医療機関、社会福祉施設を優先する。

(3) 活動内容

災害支援ナースは、活動場所の看護師や医師、介護職員や、保健医療福祉チームと連携・協働して看護支援活動を行う。

①医療機関での活動（例）

- ・ 発熱外来含む外来トリアージの実施
- ・ 職員及び患者、家族全ての来訪者を対象とした感染対策の実践
- ・ 標準予防策及び経路別予防策の実践
- ・ 感染症病棟以外の病棟や外来等の業務

②社会福祉施設での活動（例）

- ・ 標準予防策及び感染経路別予防策の実践
- ・ 環境の管理（換気と三密回避）
- ・ 器材や器械の洗浄、消毒
- ・ 心疾患、呼吸器疾患または糖尿病等、重症化リスクの高い基礎疾患のある者の健康観察、健康相談

③宿泊療養施設での活動（例）

- ・ 療養者の健康管理
- ・ 宿泊療養施設におけるゾーニングの遵守
- ・ 心疾患、呼吸器疾患または糖尿病等、重症化リスクの高い基礎疾患のある者の健康観察、健康相談

3) 災害支援ナース派遣にあたっての留意事項

(1) 災害支援ナースの派遣調整

- ①都道府県内派遣、都道府県外派遣いずれの場合も、まずは都道府県と協定を締結している施設に所属している災害支援ナースの派遣調整を行う。所属する施設がない災害支援ナースを派遣する場合には、都道府県が災害支援ナースを直接雇用、または、都道府県看護協会が災害支援ナースを雇用したうえで、都道府県と都道府県看護協会が協定を締結する。
- ②日本看護協会は、同じ派遣都道府県看護協会の災害支援ナースが可能な限り同じ活動場所で、継続して活動できるように調整を図る。
- ③日本看護協会は、災害支援ナースが単独での行動を避けられるように、活動場所での派遣人数を調整し、活動中の安全を確保する。
- ④災害支援ナースの派遣期間や人数等の調整が必要な場合は、日本看護協会、被災都道府県看護協会、派遣都道府県看護協会が協議のうえで調整する。

(2) 災害支援ナースの交通・宿泊先の確保

災害支援ナースは、自宅または所属施設等の出発地から被災都道府県の活動場所までの移動手段、派遣中に必要となる宿泊先については、各自で確保することを原則とする。なお、宿泊先については、感染対策のため可能な限り個室を手配する。

また、天候、被災状況や公共交通機関の運行状況等によって災害支援ナースが確保することが困難な場合には、日本看護協会、派遣都道府県看護協会が代行する。

(3) 活動中に必要な物品

- ①災害支援ナースが活動中に使用する物品は、都道府県看護協会、災害支援ナースの所属施設または災害支援ナース自身で確保する。(参考資料1：必要物品の例参照)
- ②災害支援ナースが活動に使用する PPE 等は、災害支援ナースの所属施設が準備し、災害支援ナースが持参する。
- ③災害支援ナースが持参した物品は、各自が持ち帰ることを基本とする。各活動場所において災害支援ナースが継続的に使用する物品がある場合には、災害支援ナースが、派遣終了時まで全ての物品の持ち帰りまたは活動場所等への引き渡しを行う。

Ⅲ. 関係機関の役割

1. 被災都道府県看護協会

- 1) 災害等発生時における都道府県内の被災の概況に関する情報収集と発信
- 2) 以下の役割を担う都道府県調整業務実施者の設置
 - ・ 災害支援ナースの派遣調整業務
 - ・ 日本看護協会及び関係機関等との連絡窓口
- 3) 都道府県保健医療福祉調整本部への参画
- 4) 災害支援ナースの派遣ニーズの分析及び派遣に係る活動地域、活動場所、活動期間、必要人数、活動内容に関する都道府県との調整
- 5) 都道府県内の災害支援ナース派遣調整業務
- 6) 活動中の災害支援ナースに対する必要に応じたサポート

2. 派遣都道府県看護協会

- 1) 災害等発生時に、日本看護協会から発信された情報に関する災害支援ナース及び災害支援ナース所属施設との共有
- 2) 以下の役割を担う都道府県調整業務実施者の設置
 - ・ 災害支援ナースの派遣調整業務
 - ・ 日本看護協会及び関係機関等との連絡窓口
 - ・ 都道府県内の情報収集

3. 日本看護協会

- 1) 災害等発生時における被災の概況や医療・看護支援に関する情報収集
- 2) 災害等発生時における都道府県調整業務実施者との連絡調整
- 3) 被災都道府県看護協会から報告された被災状況等の情報の集約及び関係機関との共有

- 4) 厚生労働省医政局等が開催する関係団体による会議等への参画
- 5) 被災都道府県看護協会における都道府県外から派遣された災害支援ナースの受け入れ支援
- 6) 派遣都道府県看護協会との連携による災害支援ナースの派遣調整

4. 都道府県

- 1) 災害等発生時における都道府県保健医療福祉調整本部の設置
- 2) 災害等発生時における都道府県保健医療福祉調整本部と保健所、DHEAT、保健医療活動チーム等との連絡及び情報連携
- 3) 被災状況等に関する厚生労働省への報告
- 4) 災害支援ナースの派遣の決定及び都道府県外派遣必要時における厚生労働省への要請
- 5) 災害支援ナースの活動地域（市区町村）、活動場所、活動期間、必要人数、活動内容等の決定

5. 厚生労働省医政局

- 1) 災害等発生時、被災都道府県からの被災状況等の報告の受理
- 2) 都道府県外派遣の要請時における日本看護協会への派遣調整の依頼

IV. 災害等発生時の対応

1. 情報収集と共有

災害等発生時、都道府県看護協会と日本看護協会は、都道府県の被災状況等について情報収集を行い、使用可能な通信手段（メール、情報共有ツール、FAX 等）で共有を行う。

1) 被災都道府県看護協会

- (1) 県内の医療機関、介護福祉施設等の被害状況等に関する情報収集を行う。また、看護支援及び災害支援ナースの派遣に関するニーズを把握する。
- (2) 上記（1）について都道府県と情報共有を行う。
- (3) 被災状況等が甚大な場合等、災害支援ナースの要請の可能性がある場合、「様式 A：災害状況連絡票」を作成し日本看護協会へ報告する。

2) 日本看護協会

- (1) 総務省消防庁等による災害情報や都道府県のホームページ等により、被災状況等の情報収集を行う。
- (2) 被災都道府県看護協会等からの情報をもとに「様式 1：災害発生に関する報告書」を作成し、都道府県看護協会へメール送信を行う。
- (3) 被災状況や災害支援ナースの派遣の要否について、厚生労働省医政局と共有する。

2. 災害支援ナース派遣手順（図 2、3 参照）

1) 災害等発生時の連絡（様式の流れ）

- (1) 大規模災害の発生した都道府県看護協会は被災状況等の情報収集を行い、「様式 A：災害状況連絡票」を作成し、日本看護協会へメール送信を行う。様式 A の作成・メール送信が困難な場合は、電話や情報共有ツール等で日本看護協会へ連絡する。
- (2) 日本看護協会看護開発部は、被災都道府県看護協会から「様式 A：災害状況連絡票」を受取り、危機担当理事に報告する。危機対策本部が設置されている場合は、危機対策本部に報告する。
- (3) 日本看護協会は「様式 A：災害状況連絡票」の内容をもとに、「様式 1：災害発生に関する報告書」を作成し、都道府県看護協会へメール送信を行う。

表 1. 派遣調整に関する様式

連絡用紙	様式	送信→受信
災害状況連絡票	A	被災都道府県看護協会→日本看護協会
災害支援ナース派遣要請依頼票	B	被災都道府県看護協会→日本看護協会
災害支援ナース派遣候補者リスト	C	派遣都道府県看護協会→日本看護協会
災害発生に関する報告書	1	日本看護協会→都道府県看護協会
災害支援ナース派遣要請依頼票	2	日本看護協会→派遣都道府県看護協会
災害支援ナース派遣シフト表	3	日本看護協会→派遣都道府県看護協会
災害支援ナース派遣決定・活動報告	4	日本看護協会→都道府県看護協会
災害支援ナース活動終了報告	5	日本看護協会→都道府県看護協会

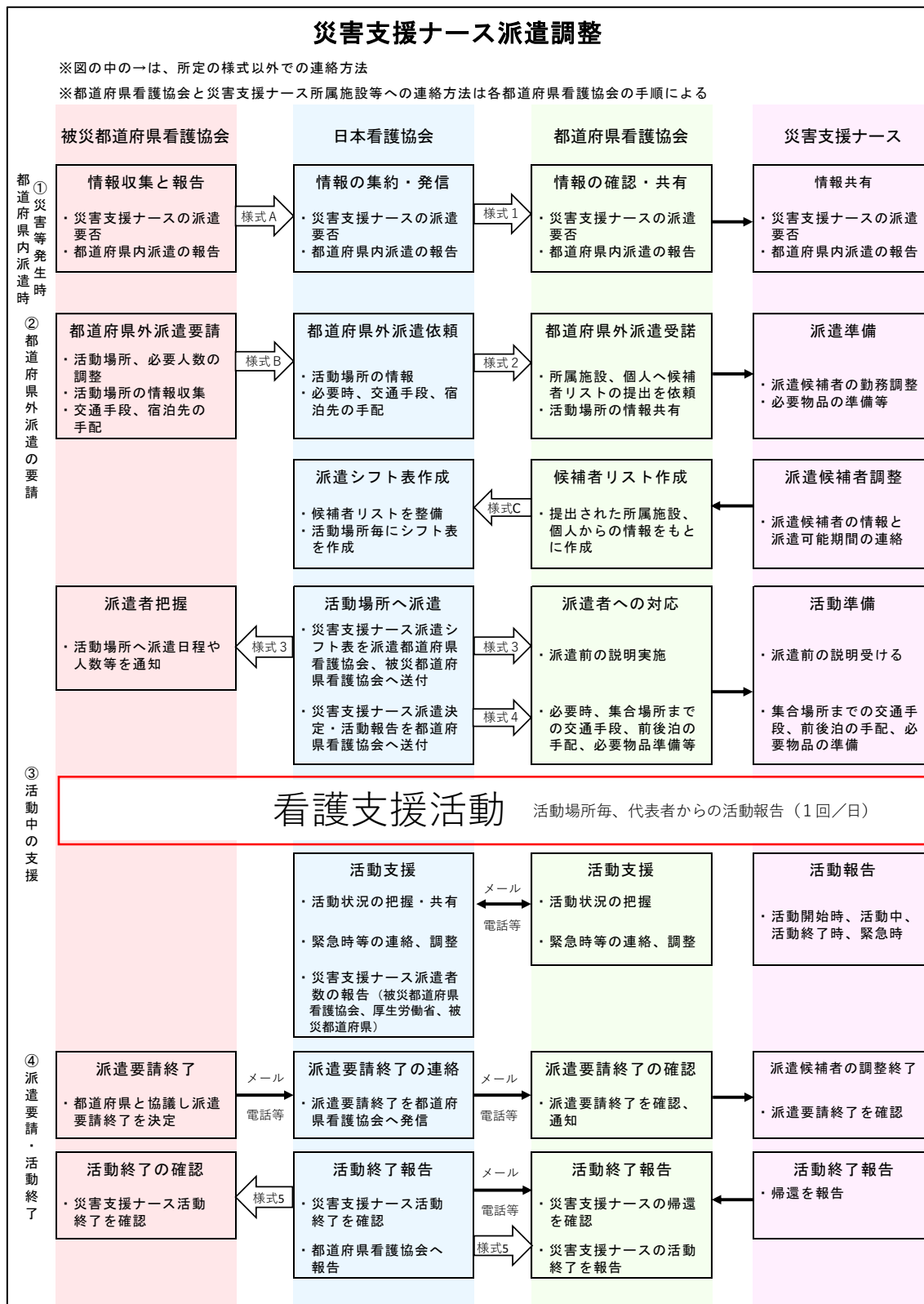


図 2. 災害支援ナース派遣調整の流れ

2) 都道府県内派遣時の対応

- (1) 都道府県看護協会は、都道府県の災害対策本部や保健医療福祉調整本部等に参画し、災害支援ナースの派遣の要請を検討する。
- (2) 都道府県看護協会は、都道府県知事の災害支援ナースの都道府県内派遣要請を受け、「様式 A：災害状況連絡票」を日本看護協会へメール送信を行う。
- (3) 都道府県看護協会は、都道府県による災害支援ナースの活動地域（市町村）、活動場所、必要な人数、期間、活動内容の決定に参画する。
- (4) 都道府県看護協会は、活動場所の情報をまとめ、県内の災害支援ナースの所属施設、所属する施設がない災害支援ナースへ都道府県内派遣の要請を依頼する。（所属する施設がない災害支援ナースの派遣については、本マニュアル p. 4 のⅡ. 3）-(1)①参照）
- (5) 災害支援ナースの所属施設、所属する施設がない災害支援ナース（本マニュアル p. 4 のⅡ. 3）-(1)①参照）から派遣の受諾が得られたら、災害支援ナース派遣候補者のリスト（パスワード保護）の提出を依頼する。
- (6) 都道府県看護協会は、提出された災害支援ナース派遣候補者リストをもとに、活動場所毎に災害支援ナースの派遣シフト表（パスワード保護）を作成する。
- (7) 都道府県看護協会は、作成したシフト表をもとに、該当する災害支援ナースの所属施設と、所属する施設がない災害支援ナースへ、派遣期間と活動場所の情報を連絡する。
- (8) 活動場所までの移動手段、宿泊先、前後泊等は、災害支援ナースが各自で手配をするが、各自で手配が難しい場合は、都道府県看護協会が手配する。
- (9) 都道府県と協議のうえ、災害支援ナースの派遣要請終了、活動終了を決定し、災害支援ナースの所属施設及び、災害支援ナースへ連絡する。「様式 A：災害状況連絡票」を作成し日本看護協会へメール送信を行う。
- (10) 日本看護協会は、派遣要否、派遣開始、派遣要請終了、活動終了について「様式 A：災害状況連絡票」の内容をもとに、「様式 1：災害発生に関する報告書」を作成し、危機担当理事の確認後、都道府県看護協会へメール送信を行う。あわせて、厚生労働省医政局に報告し、情報共有する。

3) 都道府県外派遣（派遣要請～終了まで）

(1) 被災都道府県看護協会

- ①都道府県の災害対策本部や保健医療福祉調整本部等に参画し、災害支援ナースの派遣の要請を検討し、都道府県知事による災害支援ナースの都道府県外派遣の要請を受け、「様式 A：災害状況連絡票」を日本看護協会へメール送信を行う。
- ②都道府県と協議のうえで災害支援ナースの活動地域（市町村）、活動場所、必要な人数、期間、活動内容等を決定し、活動場所毎の「様式 B：災害支援ナース派遣要請依頼票」を日本看護協会へメール送信を行う。

- ③災害支援ナースの派遣要請終了、活動終了については、都道府県と協議のうえで決定し、日本看護協会へ連絡する。
- ④日本看護協会からの「様式 5：災害支援ナース活動終了報告」を受理する。

(2) 日本看護協会

- ①日本看護協会は被災都道府県看護協会から「様式 A：災害状況連絡票」を受理し、危機担当理事と危機対策本部に報告する。
- ②危機対策本部は情報収集及び分析を行い、災害支援ナースの派遣要請を依頼する都道府県看護協会を協議により決定する。
- ③危機担当理事は派遣都道府県看護協会へ派遣を依頼し、派遣都道府県看護協会の受諾を得る。
- ④受諾の得られた派遣都道府県看護協会へ「様式 C：災害支援ナース派遣候補者リスト」（パスワード保護）の作成を依頼する。
- ⑤「様式 A：災害状況連絡票」の内容をもとに都道府県外派遣の実施について、「様式 1：災害発生に関する報告書」を作成し、危機担当理事の確認後、都道府県看護協会へメール送信を行う。
- ⑥被災都道府県看護協会から「様式 B：災害支援ナース派遣要請票」を受理する。
- ⑦活動場所毎に「様式 2：災害支援ナース派遣要請依頼票」を作成し、派遣都道府県看護協会へのメール送信を行う。
- ⑧派遣都道府県看護協会から「様式 C：災害支援ナース派遣候補者リスト」（パスワード保護）を受理後、各都道府県看護協会のリストを統合しシフト調整を行い、活動場所毎に「様式 3：災害支援ナースシフト表」（パスワード保護）を作成する。
- ⑨「様式 3：災害支援ナースシフト表」（パスワード保護）は、派遣都道府県看護協会、被災都道府県看護協会、被災都道府県へメール送信を行う。
- ⑩災害支援ナースの活動開始後、被災都道府県看護協会、被災都道府県、厚生労働省医政局に対して、災害支援ナースの派遣者数に関する定時報告を行う（原則 1 回/日）。
- ⑪災害支援ナース活動場所毎に「様式 4：災害支援ナース派遣決定・活動報告」を作成し、危機担当理事の確認後に都道府県看護協会へメール送信を行う。
- ⑫被災都道府県看護協会から災害支援ナースの派遣要請が終了した連絡を受けた後、派遣都道府県看護協会に対して派遣要請終了の連絡を行う。
- ⑬災害支援ナースの活動が終了し、全ての災害支援ナースの帰還確認後、「様式 5：災害支援ナース活動終了報告」を作成し、危機担当理事の確認後に都道府県看護協会へメール送信を行う。

(3) 派遣都道府県看護協会

- ①日本看護協会危機担当理事からの災害支援ナースの派遣依頼を受け、県内の災害支援ナースの所属施設と所属する施設がない災害支援ナースへ派遣の要請を依頼する。
- ②派遣の要請を依頼した先方より活動期間の調整および必要な情報の提出を受け、「様式 C：派遣候補者リスト」（パスワード保護）を作成し、日本看護協会へメールにて提出する。
- ③「様式 2：災害支援ナース派遣要請依頼票」、「様式 3：災害支援ナースシフト表」を受理後、災害支援ナースへ派遣期間と活動場所の情報を共有する。
- ④必要に応じて、活動場所までの交通手段や派遣中に必要となる宿泊先を手配する。
- ⑤必要に応じて、派遣前に災害支援ナースに対してオリエンテーションを実施する。
- ⑥災害支援ナースの派遣決定と活動開始について「様式 4：災害支援ナース派遣決定・活動報告」で確認する。
- ⑦災害支援ナースの派遣要請終了の連絡を受け、派遣の要請を依頼した災害支援ナースの所属施設、所属する施設がない災害支援ナースへ派遣要請終了の連絡をする。
- ⑧災害支援ナースが活動を終了し、全ての災害支援ナースの帰還を確認後、日本看護協会へ連絡する。
- ⑨日本看護協会からの「様式 5：災害支援ナース活動終了報告」を受理し、情報共有する。

4) 活動場所の変更、派遣中止について

災害支援ナースの派遣は、保健医療福祉調整本部の総合調整に基づくため、被災地等の状況や看護ニーズによって急遽活動場所が変更になる場合や、災害支援ナースの派遣が決定した後に派遣中止となる場合がある。

(1) 「様式 3：災害支援ナース派遣シフト表」送信後、活動日の前日までに活動場所の変更、派遣中止となった場合

- ①日本看護協会は、活動場所の変更、派遣中止がわかった時点で、速やかに、派遣都道府県看護協会へ電話で連絡し、「様式 2：災害支援ナース派遣要請依頼票」を作成しメールで送信を行う。
- ②派遣都道府県看護協会は、派遣予定の災害支援ナースの所属施設と、所属のない災害支援ナースへ活動変更、派遣中止を連絡する。
- ③移動手段、前後泊の確保等をしている場合は、確保した者が変更・キャンセルを行う。

(2) 活動開始後、活動場所へ移動中または活動先に到着後、活動場所の変更、派遣中止となった場合

- ①被災都道府県看護協会は、活動場所の変更、派遣中止がわかった時点で都道府県と活動場所の調整を行いつつ、日本看護協会へ連絡する。

- ②日本看護協会は、活動開始後の災害支援ナースと情報共有ツールで連絡をとり、現在地や活動場所の責任者の対応等の情報収集を行い、状況を確認するとともに、派遣都道府県看護協会、被災都道府県看護協会へ連絡し情報を共有する。
- ③日本看護協会は、被災都道府県看護協会から調整後の活動場所決定の連絡を受け、災害支援ナースへ情報共有ツールで連絡すると同時に、派遣都道府県看護協会へ電話で連絡する。
- ④都道府県看護協会や日本看護協会が移動手段を確保している場合は、確保した者が、担当者に活動場所の変更を連絡する。
- ⑤日本看護協会は、変更後の活動場所で活動を開始したことを確認し、派遣都道府県看護協会、被災都道府県看護協会と共有する。

3. 都道府県外派遣時の災害支援ナースの活動報告

1) 活動報告

被災都道府県内での看護支援活動の検討の参考として活用するため、また、災害支援ナースの安全確認のために、災害支援ナースは活動報告を行う。災害支援ナースからの活動報告の内容は、必要に応じて、被災都道府県看護協会、派遣都道府県看護協会、保健医療福祉調整本部等で共有する。

(1) 方法

日本看護協会が指定する報告内容・方法

(2) 報告者

活動場所毎の災害支援ナースの代表者

(3) 報告のタイミング

- ・ 活動開始時：集合場所から活動場所到着時
- ・ 活 動 中：原則1日1回
- ・ 活動終了時：活動場所から集合場所（必要に応じて自宅）到着時
- ・ 緊 急 時：体調不良、2次災害、何らかの理由で予定通り活動場所に到着できない場合等
- ・ そ の 他：活動場所で予定の活動以外を依頼された
(例：ここではなく〇〇公民館で活動してほしい等)

(4) 内容

災害支援ナースからの報告内容は、必要に応じて被災都道府県看護協会、派遣都道府県看護協会、保健医療福祉調整本部等で共有し、派遣調整の参考とする。

V. 災害支援ナースの活動の支援

1. 災害支援ナースの事故補償について

1) 都道府県による傷害保険の加入

都道府県は、災害支援ナースの看護支援活動等への補償として、死亡・負傷・疾病・障害リスクに備え、傷害保険に加入する。都道府県看護協会は、災害支援ナースの派遣に備えて、都道府県による傷害保険の加入の有無、補償内容を把握しておく。

2) 看護職賠償責任保険の加入

災害支援ナースは、第三者に損害を与えた場合に備えて、災害等発生時の看護支援活動も補償の対象に含まれる看護職賠償責任保険制度に加入することが望ましい。

都道府県看護協会が「災害支援ナース養成研修」集合研修等を通じて、賠償責任保険制度への加入の必要性等について説明する。

3) 緊急時の連絡対応

- (1) 災害支援ナースの活動中に、災害支援ナースの健康状態の悪化や2次被害（余震等）が生じた場合に緊急連絡がとれるように、日本看護協会は緊急連絡対応を行う。活動中の災害支援ナース、被災都道府県看護協会、派遣都道府県看護協会に対して、日本看護協会の緊急連絡先を周知する。
- (2) 活動中の災害支援ナースから緊急時連絡を受けた際は、日本看護協会及び派遣都道府県看護協会は速やかに状況を確認し、被災都道府県看護協会や活動場所の責任者と連携し、適切に対応する。

2. 活動終了後の支援

1) 活動のフォローアップ

派遣された災害支援ナースにとって、日常と異なる環境下での3泊4日の活動は、心身への負担を与えることが十分に考えられる。都道府県看護協会は、災害支援ナースの帰還後に、健康状態の確認のための機会を設け、活動のフォローアップを行う。

2) 感染症に罹患した場合の対応

活動終了後に感染症の発症が判明した際は、派遣都道府県看護協会と日本看護協会では情報を共有する。その際、派遣都道府県看護協会や日本看護協会は、感染症を発症した本人だけでなく同時期に活動した災害支援ナースも含めた支援や、関係機関への連絡を行う。

Ⅵ. 費用の請求

災害支援ナースの活動に要した費用は、災害支援ナースの派遣を要請した都道府県が支弁する。

都道府県外派遣の場合は、派遣都道府県より被災都道府県に費用を求償することが可能であるため、派遣都道府県看護協会は、都道府県と相談のうえで費用請求の方法を決定し、活動した災害支援ナース所属施設や所属がない災害支援ナースへ周知する。

その際、都道府県に対し、費用の負担や請求の方法、請求対象の範囲、根拠となる法律（災害救助法と改正医療法、改正感染症法）等を確認する。

1. 活動に係る費用（被災都道府県より支弁可能な範囲の例）

- ・ 旅 費：災害支援ナースの所属施設から活動場所までの移動に係る費用
（最も有効な移動手段により積算）
- ・ 宿 泊 費：災害支援ナースの活動中及び活動前後に必要となる宿泊に係る費用
（派遣都道府県等の規定等に則り積算）
- ・ 日 当：災害支援ナースの活動に要する人件費
（派遣都道府県または災害支援ナース所属施設の規定等に則り積算）
- ・ 医療資材費：PPE（マスク、手袋、ビニールガウン等）、手指消毒剤等に係る費用
- ・ 検査費用：活動前後のPCR検査に係る費用

2. 費用請求の流れ

- 1) 災害支援ナース本人または所属施設より派遣都道府県看護協会に請求する。
- 2) 派遣都道府県看護協会は上記1) をとりまとめ、都道府県と事前に取り決めた方法によって、被災都道府県に請求する。
- 3) 請求の際の様式、領収書の添付方法等は被災都道府県の取り決めに順ずる。

<参考>

- ・ 災害支援ナース活動要領について（令和6年3月29日付け医政地発0329第3号、医政看発0329第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長、厚生労働省医政局看護課長連名通知）

【別添】災害支援ナース活動要領

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の医療法に基づく協定等について（令和5年5月26日付け医政地発0526第1号、一部改正：令和5年8月31日付け医政地発0831第1号、医政看発0831第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

<参考資料>

参考資料 1. 災害支援ナース必要物品の例

個人が準備	
区分	品名
安全装備	ヘルメット
	ヘッドランプ、ヘッドランプ用乾電池等
	帽子
	軍手
	靴底の厚いスニーカー等
携行	キャリーバッグやリュック
	ウェストバッグ等貴重品入れ
	災害支援ナース身分証
	携帯電話
	予備バッテリー
	腕時計（秒針あり）
	常備薬
	保険証
	現金（小銭を含む）
	避難所用室内用シューズ
	ゴミ袋
食料	保存食 保存水
生活装備	生活用品（着替え、タオル、衛生用品など）
	雨具（雨カップバなど）
	※虫よけスプレー
	※防寒着 使い捨てカイロ
寝具	寝袋 防災用のアルミシートなど
救急	救急セット
文具	文房具
※季節に応じて必要時	

都道府県看護協会が準備	
区分	品名
装備	災害支援ナースビブス

所属施設が準備	
区分	品名
感染対策	マスク（サージカルマスク、N95）
	手袋
	プラスチックエプロン
	手指消毒剤

必要に応じて所属施設または都道府県看護協会が準備	
その他	活動場所に応じた物品

参考資料 2-①. 様式 A~C

災害様式 A	
(送付枚数: 本紙含め 1 枚) < 202X 年 00 月 00 日 00 時 00 分現在 >	
送 信 元	(被災都道府県) 看護協会 担当者: △△、□□ 電子メール: XXXXXXXX@XXX.com FAX: 123-456-7891
	日本看護協会 会長 担当部署: 看護開発部 看護業務・医療安全課 電子メール: saigai-na@nurse.or.jp 災害専用 FAX: 03-6704-8731
災害状況連絡票-第 () 報 災害: _____ について 現時点の被害状況は下記のとおりです。	
1. 災害支援ナースの派遣要否 (都道府県からの要請) 1. 不要 2. 要 (自県のみで対応) 3. 要 (他県からの支援) 4. 検討中 2. その他連絡事項	
日本看護協会への連絡方法 ①看護開発部 看護業務・医療安全課 <災害専用>: (TEL) 03-6704-8730 (FAX) 03-6704-8731 ②電子メール: saigai-na@nurse.or.jp	

災害支援ナース派遣要請依頼票-活動場所-第()報

被災都道府県(●●県)と協議の結果、下記のように災害支援ナース派遣を要請いたします。
日本看護協会に送信後は活動場所番号を変えないでください。

活動場所NO	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
施設名							
責任者							
住所							
電話番号							
支援期間							
人数							
施設名(所属)							
担当							
住所							
電話番号							
交通ルート ※最も近いターミナル駅や空港から活動場所への利用可能なルート							
電気							
ガス							
水道							
その他							
器具提供							
食事提供							
ナースへの 支援方法							
その他							
その他							

参考資料 2-②. 様式 A～C 記載例

【様式 A】被災都道府県看護協会からの災害支援ナースの派遣調整に関する連絡のために作成し送付。都道府県内派遣の場合は、派遣要請終了、活動終了の報告も【様式 A】を使用		災害様式 A	
(送付枚数：本紙含め 1 枚)		< 202X 年 00 月 00 日 00 時 00 分現在 >	
送 信 元	(被災都道府県)	宛 先	日本看護協会 会長
	●●●県看護協会		担当部署： 看護開発部 看護業務・医療安全課
	担当者：△△、□□		電子メール：saigai-na@nurse.or.jp
	電子メール：XXXXXXXX@XXX.com FAX：123-456-7891		災害専用 FAX：03-6704-8731

災害名を記入する

災害状況連絡票-第(2)報

報告毎に順番をつける

現時点の被害状況は下記のとおりです。

該当する内容に○をつける

1. 災害支援ナースの派遣要否（都道府県からの要請）			
1. 不要	2. 要（自県のみで対応）	3. 要（他県からの支援）	4. 検討中
2. その他連絡事項			
◎◎避難所で×月×日から2週間程度、災害支援ナース4名/日を派遣予定。 県より、被災高齢者の健康チェック、感染対策を実施するように要望あり。			
その他連絡事項には、その他情報共有が必要なこと、都道府県内派遣時の派遣要請終了、活動終了等を記入する			

日本看護協会への連絡方法

①看護開発部 看護業務・医療安全課	〈災害専用〉 ：(TEL) 03-6704-8730 (FAX) 03-6704-8731
②電子メール：saigai-na@nurse.or.jp	

- ・第1報以降は変更があった時のみ記載
- ・通信可能な手段で送信

[illegible]

災害様式C

【様式C】派遣都道府県看護協会が、災害支援ナースの所属施設等からの情報をもとに作成・パスワード保護し、日本看護協会へ送付
・日本看護協会が、必要時に候補者リスト項目を増やすこともあるが、送信元の都道府県看護協会はフォーマットを変更しない

送付元

日本看護協会 看護開発部 看護業務・医療安全課

担当者

宛先

TEL: 03-6704-8731

FAX: 03-6704-8730

電子メール: naika@naika.or.jp

看護協会

担当者(役職)

【都道府県看護協会名】

・送信元の都道府県看護協会名を必ず入力。

・本欄の「都道府県」は省略しない。

例) ×: 熊本、○: 熊本県看護協会

災害支援ナース派遣候補者リスト-第(2)報

日本看護協会に送信後は、この通し番号を絶対に変えないでください。変更・追加・削除等の場合は、その旨と日付を「変更・追加・削除」欄に明記してください。

候補者No	変更・追加・削除	名前	所属施設名	職能	携帯電話番号	メールアドレス	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12	2/13	2/14	2/15	2/16	2/17
1	追加(●)	看護 協子	△△病院	看	●●●●●●●●	○◎@×××	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2		災害 太郎	□□病院	看	●●●●●●●●	△△@×××	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3		支援 花子	○○病院	助	●●●●●●●●	◎◎@×××	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4		原宿 一郎	○○病院	看	●●●●●●●●	××@×××	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5		防災 次郎	○△病院	看	●●●●●●●●	●●@×××	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6		× × ×	●●訪問看護事業所	保	●●●●●●●●	×◎@×××	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7		● ● ●	□□病院	看	●●●●●●●●	○◎@×××	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						

【名前】
姓と名の間は全角スペースを入れてください

【所属施設名】
同じを意味する記号「△」「□」等は使用しないでください

【携帯電話番号】
災害支援ナースと緊急時に連絡が取れる電話番号にしてください

【メールアドレス】
情報共有ツールの登録に必要です。
ドメイン設定あるいは迷惑メール対策のフィルター機能の設定ができるメールアドレスにしてください

【日程】
災害支援ナースの派遣は3泊4日になりますので、連続して4日間以上に○を記入してください。
また、出発日が決まっていますので、**出発日を含む4日以上**に○を記入してください

【その他】
同じ災害支援ナースが、複数回派遣される場合も、新たに行を追加せず、1回目を記載した同じ列に2回目以降の日程を記入してください。
[変更・追加・削除]の欄に、**日付も記入**してください。

【シート管理】
派遣候補者リストは、活動開始日から終了まで、1枚のシートを上書きして使用してください。
災害支援ナースの派遣者数の記入欄が不足した場合は行を追加、派遣期間が増え記入欄が不足した場合は列を追加して使用してください。

参考資料 3-①. 様式 1~5

災害様式 1			
(送付枚数: 本紙含め ●枚) < 年 月 日●●時●●分現在 >			
送 信 元	日本看護協会 看護開発部 看護業務・医療安全課 担当者: 電子メール: saigai-na@nurse.or.jp 災害専用 FAX: 03-6704-8731		宛 先 各都道府県看護協会 会長 様
災害発生に関する報告書-第(●)報			
災害発生日	年 月 日 () 時 分ごろ		
被災地域			
災害名			
被害・ 避難所の 状況 (○月○日 ○時現在)	人的被害	死者	人
		行方不明	人
		重傷	人
		軽傷	人
	住家等被害	全壊: 半壊: 一部損壊: 床上浸水: 床下浸水:	
避難所開設	1. なし 2. あり (箇所/避難者数 人) 3. 不明		
災害支援 ナースの派遣	都道府県内派遣・都道府県外派遣・未定		
都道府県 看護協会から の情報			
本会の対応	引き続き、都道府県看護協会と連携し、情報収集に努める。		
日本看護協会への連絡方法 ①看護開発部 看護業務・医療安全課 <災害専用>: (TEL) 03-6704-8730 (FAX) 03-6704-8731 ②電子メール: saigai-na@nurse.or.jp			

災害様式2

< 年 月 日 時 分現在 >

宛先	日本看護協会 看護開発部 看護業務・医療安全課
	電子メール: saigai-na@nurse.or.jp
	TEL: 03-6704-8730
	FAX: 03-6704-8731



宛先	各都道府県看護協会
	ご担当者様

災害支援ナース派遣要請依頼票-活動場所-第()報

活動場所の情報は様式2別紙に記載しています。

活動場所NO	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
活動場所	施設名						
	責任者						
	住所						
	電話番号						
	支援期間 人数						
現地で連絡 を取る相手	施設名(所属)						
	担当者						
	住所						
	電話番号						

別紙 災害支援ナース活動場所情報

活動場所 (NOと場所)				
交通ルート ※最も近いターミナル駅や空港から活動場所への利用可能なルート				
ライフライン	電気			
	ガス			
	水道			
	その他			
災害支援ナースへの支援環境	寝具提供			
	食事提供			
	保清方法			
	その他			
その他				

送信元：日本看護協会
災害支援ナース派遣シフト表－活動場所①－第()報

派遣期間: 年 月 日() ~ 月 日()

活動場所	施設名:
	住所:
	電話番号:
	責任者:

現地緊急連絡先	施設名(所属):
	担当者:
	住所:
	電話:

※派遣期間には移動日を含みます。
※変更等がある場合は、速やかに右担当部署までご連絡ください。
※現地の状況により活動体制・場所などは変更となる可能性があります。

担当部署：日本看護協会 看護開発部 看護業務・医療安全課
TEL：03-6704-8730 FAX：03-6704-8731（担当）
電子メール：saigai-na@nurse.or.jp

本会 NO	都道府県名	県協会 NO	変更・削除	氏名	所属施設名	職能
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

災害様式 4

(送付枚数：本紙含め 枚)

<

年 月 日 時 分現在>

送 信 元	日本看護協会
	看護開発部 看護業務・医療安全課
	担当者：
	電子メール： saigai-na@nurse.or.jp 災害専用 FAX：03-6704-8731

宛 先	各都道府県看護協会
	ご担当者様

災害支援ナース派遣決定・活動報告-第()報

災害名：_____

月 日、〇〇：〇〇までにご返信いただいた候補者リスト分について、別紙のとおり派遣を決定し、活動を開始していることをお知らせいたします。

引き続き、ご協力をお願い申し上げます。

日本看護協会への連絡方法

- | | |
|--|--|
| ①看護開発部 看護業務・医療安全課 | 〈災害専用〉：(TEL) 03-6704-8730 (FAX) 03-6704-8731 |
| ②電子メール： saigai-na@nurse.or.jp | |

災害様式 5

(送付枚数：本紙含め 枚)

< 年 月 日 時 分現在 >

送 信 元	日本看護協会	宛 先	各都道府県看護協会 会長 様
	看護開発部 看護業務・医療安全課		
	担当者：		
	電子メール： saigai-na@nurse.or.jp 災害専用 FAX：03-6704-8731		

災害支援ナース活動終了報告

災害名：_____

標記災害における災害支援ナース全員の帰還が確認され、活動は全て終了いたしました。

災害支援ナースの派遣実績は以下の通りです。被災県を除き、〇都道府県看護協会より、延べ●●名の災害支援ナースを派遣いただきました。多大なるご支援・ご協力に心より感謝申し上げます。

活動場所	派遣期間	派遣人数
①	〇/〇 ~ 〇/〇	名
②	〇/〇 ~ 〇/〇	名
③	〇/〇 ~ 〇/〇	名
④	〇/〇 ~ 〇/〇	名
⑤	〇/〇 ~ 〇/〇	名
延人数		名
実人数		名

日本看護協会への連絡方法

- ①看護開発部 看護業務・医療安全課 <災害専用>：(TEL) 03-6704-8730 (FAX) 03-6704-8731
②電子メール：saigai-na@nurse.or.jp

参考資料 3-②. 様式 1~5 記載例

【様式 1】被災都道府県看護協会からの【様式 A】をもとに日本看護協会が作成し、47 都道府県看護協会へ送付、法人会員ネットに掲載
都道府県内派遣の場合は、活動状況や活動終了も【様式 1】で報告

災害様式 1

(送付枚数：本紙含め 1 枚)

< 202X 年 X 月 X 日 ●時●●分現在 >

送 信 元

日本看護協会
看護開発部 看護業務・医療安全課
担当者：
電子メール：saigai-na@nurse.or.jp
災害専用 FAX：03-6704-8731

➡

宛 先

各都道府県看護協会
会長 様

報告毎に順番をつけ、変更箇所
に下線を引く

災害発生に関する報告書-第(2)報

(下線部は変更箇所)

災害発生日	××年 × 月 × 日 (×) × 時 × 分ごろ		
被災地域	〇〇県		
災害名	台風〇号による洪水		
被害・避難所の状況 (〇月〇日 〇時現在)	人的被害	死者	× 人
		行方不明	× 人
		重傷	× 人
		軽傷	× 人
	住家等被害	全壊：× 半壊：× 一部損壊：× 床上浸水：× 床下浸水：×	
		避難所開設 1. なし 2. あり (●箇所/避難者数 ×人) 3. 不明	
災害支援 ナースの派遣	都道府県内派遣・都道府県外派遣・未定 災害支援ナースの派遣について選択し記載		
都道府県 看護協会からの 情報	<u>〇〇県より災害支援ナースの派遣要請あり。県内派遣を決定。</u> ・活動場所： <u>◎◎避難所</u> ・活動時期： <u>×月×日から 2 週間程度の予定</u> ・派遣要請人数： <u>1 日 4 名</u> ・活動内容： <u>被災高齢者の健康チェック、感染対策</u>		
本会の対応	引き続き、都道府県看護協会と連携し、情報収集に努める。		

日本看護協会への連絡方法

①看護開発部 看護業務・医療安全課	<災害専用>：(TEL) 03-6704-8730 (FAX) 03-6704-8731
②電子メール： saigai-na@nurse.or.jp	

災害様式2

＜ 年 月 日 時 分現在 ＞

【様式2】
被災都道府県看護協会から送付された様式Bをもとに日本看護協会が作成
活動場所の情報は別紙に記載

宛先	各都道府県看護協会 ご担当者様
----	--------------------

災害支援ナース派遣要請依頼票-活動場所-第(2)報

活動場所の情報は様式2別紙に記載しています。
【活動場所No】
・活動場所毎に1から番号を付与。活動場所の番号は変えない。活動終了場所は列をグ
レーにする

活動場所NO	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
施設名	◎◎公民館	○○小学校	△△病院	●●プラザ	【活動場所】 ・施設名、責任者、住所、電話番号を記入 ・支援期間：災害支援ナースによる活動場所での支援期間を記入 ・人数：一日あたりの人数（日中、夜間の合計人数）		
責任者	×××	×××	○○○	×××			
住所	×××	×××	○○○	×××			
電話番号	△△	△△	×××	△△			
支援期間	×年×月×日(×)～ ×月△日(△)	×年×月×日(×)～3 週間予定	×年×月×日(×)～2 週間予定	×年×月×日(×)～1 週間予定			
人数	1日あたり 4 人	1日あたり 8 人	1日あたり 4 人	1日あたり 4 人	【現地で連絡を取る相手】 ・施設名、担当者、住所、電話番号を記入		
施設名(所属)	○○対策本部	○○対策本部	△△病院	○○対策本部			
担当者	△△	△△	◎◎看護部長	△△			
住所	×××	×××	○○○	×××			
電話番号	×××	×××	×××	×××			

【様式2】 被災都道府県看護協会から送付された様式Bをもとに、活動場所情報は別紙で作成する

災害様式2別紙

別紙 災害支援ナース活動場所情報

活動場所 (NOと場所)	①◎◎公民館、②〇〇小学校、④●●プラザ	③△△病院	
交通ルート ※最も近いターミナル駅や空港から活動場所への利用可能なルート 道路事情が悪いため、×時に◎◎に集合し、〇〇県協会が手配したバスで送迎(送ったバスが活動終了した方をピックアップ)		〇〇〇駅南口から徒歩5分。改札口案内表示あり。	【交通ルート】 【ライフライン】 【災害支援ナースへの支援環境】 【その他】 活動場所の情報が同じ場合は、まとめて記入する 活動を終了した場所を取り消し線をひく
電気	無	あり	
ガス	無	あり	
水道	無	あり	
その他	無	無	
寝具提供	無	院内の透析室に災害支援ナースの休憩・仮眠室あり	
食事提供	無	無	
保清方法	無	清拭	
その他	無	無	
その他	・土砂災害による交通止めが多数あり、到着まで時間がかかる。 ・活動終了後、集合場所への到着は深夜が見込まれる。 ・現地支援者は車中泊の方もいる状況であることを御理解いただいたうえでご協力いただきたい。 ・夜間は冷え込むので、防寒着待参は必須、あればカイロ等も持参 ・フリーWi-Fiあるが、つながりにくい ・各自食糧と飲料水は3泊4日に加え、余裕をもって持参いただきたい。	・〇〇〇駅までの鉄道は動いているが、遅延でダイヤが乱れることもある。 ・夜勤業務支援を依頼されている。 ・駅前にコンビニがあるが、商品が品薄のため、各自食糧と飲料水は3泊4日に加え、余裕をもって持参いただきたい。	

【様式 4】活動班ごと日本看護協会が作成し、都道府県看護協会へ送付

災害様式 4

(送付枚数: 本紙含め 枚)

<

年 月 日 時 分現在>

送 信 元	日本看護協会	宛 先	各都道府県看護協会 ご担当者様
	看護開発部 看護業務・医療安全課		
	担当者:		
	電子メール: saigai-na@nurse.or.jp 災害専用 FAX: 03-6704-8731		

災害支援ナース派遣決定・活動報告-第(1)報

災害名: 台風○号による洪水

●月●日、12:00 までにご提出いただいた候補者リスト分について、別紙のとおり派遣を決定し、活動を開始していることをお知らせいたします。

引き続き、ご協力をお願い申し上げます。

日本看護協会への連絡方法

- | | |
|--|---|
| ①看護開発部 看護業務・医療安全課 | 〈災害専用〉: (TEL) 03-6704-8730 (FAX) 03-6704-8731 |
| ②電子メール: saigai-na@nurse.or.jp | |

【様式 5】全ての災害支援ナースの帰還を確認した後日本看護協会が
作成し、都道府県看護協会へ送付

災害様式 5

(送付枚数：本紙含め 枚)

< 年 月 日 時 分現在 >

送 信 元	日本看護協会
	看護開発部 看護業務・医療安全課
	担当者：
	電子メール： saigai-na@nurse.or.jp 災害専用 FAX：03-6704-8731

宛 先	各都道府県看護協会
	会長 様

災害支援ナース活動終了報告

災害名： 台風○号による洪水

標記災害における災害支援ナース全員の帰還が確認され、活動は全て
終了いたしました。

災害支援ナースの派遣実績は以下の通りです。被災県を除き、○都道
府県より、延べ●●名の災害支援ナースが派遣されました。

多大なるご支援・ご協力に心より感謝申し上げます。

活動場所	派遣期間	派遣人数
① ○○○公民館	○/○ ~ ○/○	●名
② ××小学校	○/○ ~ ○/○	●名
③ △△病院	○/○ ~ ○/○	●名
④ ●●プラザ	○/○ ~ ○/○	●名
	延人数	●名
	実人数	●名

日本看護協会への連絡方法

- ①看護開発部 看護業務・医療安全課 <災害専用>：(TEL) 03-6704-8730 (FAX) 03-6704-8731
②電子メール：saigai-na@nurse.or.jp

資料 6

資料 7

資料 8

石川県災害支援ナース協定締結施設一覧 (R7.4.1時点)

	医療圏	分類	施設名
1	南加賀	医療機関	加賀市医療センター
2	南加賀	医療機関	国民健康保険能美市立病院
3	南加賀	医療機関	寺井病院
4	南加賀	医療機関	小松ソフィア病院
5	南加賀	医療機関	小松市民病院
6	南加賀	医療機関	東病院
7	南加賀	医療機関	やわたメディカルセンター
8	南加賀	訪看・介護	加賀のぞみ園
9	石川中央	医療機関	K K R 北陸病院
10	石川中央	医療機関	医療法人社団 浅ノ川 浅ノ川総合病院
11	石川中央	医療機関	金沢医科大学病院
12	石川中央	医療機関	金沢市立病院
13	石川中央	医療機関	金沢大学附属病院
14	石川中央	医療機関	金沢脳神経外科病院
15	石川中央	医療機関	公立つるぎ病院
16	石川中央	医療機関	公立河北中央病院
17	石川中央	医療機関	公立松任石川中央病院
18	石川中央	医療機関	石川県済生会金沢病院
19	石川中央	医療機関	石川県立こころの病院
20	石川中央	医療機関	石川県立中央病院
21	石川中央	医療機関	金沢医療センター
22	石川中央	医療機関	JCHO金沢病院
23	石川中央	医療機関	すずみが丘病院
24	石川中央	医療機関	ときわ病院
25	石川中央	医療機関	医王ヶ丘病院
26	石川中央	医療機関	松原病院
27	石川中央	医療機関	心臓血管センター 金沢循環器病院
28	石川中央	医療機関	南ヶ丘病院
29	石川中央	訪看・介護	かほく高松訪問看護ステーション
30	石川中央	訪看・介護	24時間対応型訪問看護ステーションすみれ
31	石川中央	訪看・介護	津幡訪問看護ステーション
32	石川中央	訪看・介護	PDハウス小坂
33	能登中部	医療機関	公立羽咋病院
34	能登中部	医療機関	公立能登総合病院
35	能登中部	医療機関	恵寿総合病院
36	能登中部	医療機関	町立宝達志水病院
37	能登中部	訪看・介護	浜野介護医療院
38	能登北部	医療機関	市立輪島病院
39	能登北部	医療機関	珠洲市総合病院
40	その他	その他	金城大学
41	その他	その他	公益社団法人 石川県看護協会
42	その他	その他	県立看護大学

災害時看護師派遣要請マニュアル

(第 1 版)

2026 年 3 月作成

地域医療政策課 医療人材グループ